

予算特別委員会会議録

日時 平成21年3月18日（水） 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後5時58分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 高野 剛
副委員長 望月 清賢
委員 前島 茂松 深沢登志夫 土屋 直 中村 正則
大沢 軍治 渡辺 英機 石井 脩徳 堀内 富久
竹越 久高 岡 伸 金丸 直道 内田 健
中込 博文 白壁 賢一 安本 美紀 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明
副知事 芦澤 薫
総務部長 古賀 浩史 知事政策局長 小松 重仁 企画部長 輿石 和正
県民室長 小林 勝己 福祉保健部長 小沼 省二 森林環境部長 戸島 義人
林務長 千野 博 商工労働部長 廣瀬 正文 産業立地室長 中楯 幸雄
観光部長 進藤 一徳 農政部長 遠藤 順也 県土整備部長 下田 五郎
公営企業管理者 今村 修 教育長 ・ 瀬 孝嘉

議題 第25号 平成21年度山梨県一般会計予算
第26号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第27号 平成21年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第28号 平成21年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第29号 平成21年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第30号 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第31号 平成21年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第32号 平成21年度山梨県県税証紙特別会計予算
第33号 平成21年度山梨県集中管理特別会計予算
第34号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第35号 平成21年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第36号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第37号 平成21年度山梨県公債管理特別会計予算
第38号 平成21年度山梨県営電気事業会計予算
第39号 平成21年度山梨県営温泉事業会計予算
第40号 平成21年度山梨県営地域振興事業会計予算
第41号 平成21年度山梨県営病院事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時3分から午前11時38分まで自由民主党の質疑を行い、休憩をはさみ午後1時3分から午後2時22分まで自民党新政会の質疑を行い、休憩をはさみ午後2時37分から午後3時26分までフォーラム政新の質疑を行い、休憩をはさみ午後3時43分から午後4時47分まで自由民主党輝真会の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後4時57分から午

後5時25分まで公明党、午後5時25分から午後5時57分まで無所属の質疑を行った。

その後、討論及び採決を行い、午後5時58分に閉会した。

主な質疑等

質疑

（地球温暖化対策について）

石井委員

先輩より貴重な時間をいただき、有効に使わせていただきます。桜の開花予想も出される季節となりましたが、先ごろこの冬の12月から2月の3月の平均気温が気象庁から発表されました。この冬の平均気温は全国で高く、特に東日本は統計をとり始めた昭和21年以降、2番目の高温だというものです。特に本県は河口湖が過去最高の平均気温であり、また甲府も過去2番目というものです。また、先月は甲府地方气象台から甲府の平均気温が、過去100年間に2度上昇したとの調査結果も発表されたところであります。この理由としてコンクリート建物の増加、また舗装による都市化が進んだことに加え、特に温暖化の影響も指摘されたところであります。

こうした中、県では昨年12月に、県や事業者等の地球温暖化防止策に対する意識を高め、自主的な取り組みを促進することを目的とする地球温暖化対策条例を制定しました。また、現在温室効果ガスを計画的に削減するための地球温暖化対策実行計画を策定中だと承知しています。

そこで、まず地球温暖化の原因である温室効果ガスについて、本県の排出状況はどのような特徴があるか伺います。

戸島森林環境部長 本県の温室効果ガスの排出量、特徴ということでございますが、平成15年をピークに減少はしておりますが、平成17年の排出量は京都議定書の基準年であります平成2年に比べますと、18.7%の上昇という状況でございます。このうち特徴でございますが、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素につきましては、三次産業とかオフィスなど業務系の部門からの排出が60%を超えており、また家庭からの排出量が30%を超えているという状況でございます。また、運輸部門の二酸化炭素の占める割合も、公共交通機関が少ないという本県の特長から、全国に比べて高い状況でございます。

石井委員

温室効果ガスの排出状況についてはわかりました。

では、続きまして、地球温暖化対策条例では温室効果ガスの排出抑制のため、産業部門や民生部門の業務系など、事業者のうち一定規模以上の事業者については排出抑制計画の策定を義務づけ、それ以外の事業者は計画策定を任意としたところですか。

そこで、今後、事業者にどのように周知し、計画の策定が任意とされている事業者の参加をどのように促していくのかお伺いします。

戸島森林環境部長 排出抑制計画は温暖化対策への計画的な取り組みを促すだけではなく、計画や実施状況の公表によりまして、積極的に取り組む事業者の社会的評価の向上にもつながることございまして、中小企業の皆様方にも積極的に参加していただきたいと考えております。このため4月から条例が全面施行ということで、今月末から来月にかけて事業者向けの説明会を行う予定でございます。計画の提出が義務づけられる大規模事業者だけではなく、中小の

事業者にも経済団体等を通じ、参加を呼びかけているところがございます。また、秋になりますが、10月にはエコ事業者シンポジウムというものを開催いたしまして、温暖化対策に積極的に取り組んでいる事業者の事例の紹介などを行うことによって、できる限り多くの事業者に本制度への参加を促してまいりたいと考えております。

このほか県の環境対策融資によりまして、省エネ対策や新エネルギー導入に取り組む事業者を支援するとともに、国と共同によりまして公的な支援メニューなどを紹介する新エネルギーセミナーの開催を通じ、事業者の取り組みを促してまいりたいと考えております。

石井委員

わかりました。温室効果ガスの排出抑制も大切であります。化石燃料によるエネルギーから太陽光や小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの転換も大切です。平成21年度の当初予算に、融資を受けて既存住宅へ太陽光発電設備を設置した場合には、利子の一部を補助する補助金を計上していますが、県では今後太陽光発電設備の導入の促進をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

戸島森林環境部長 条例及び実行計画では、本県の温室効果ガスの排出の実態を踏まえた産業、運輸とかいった部門別の対策のほかに、自然の特性を活用した対策に取り組むということで、再生可能エネルギーの導入・利用促進にも重点を置いているところがございます。御質問の太陽光発電設備の導入・促進ということでございますが、全国トップクラスの日照時間を誇る本県においては、この導入は非常に効果も期待できると考えております。設備の導入に当たりましては、新築住宅より既存住宅の設置費用の負担が大きいのということで、明年度予算において、融資を受けて既存住宅に太陽光発電設備を導入する個人に対し、利子の一部、上限は10万円でございますが、補助することとしたところでございます。

県のほかに国におきましても、太陽光発電の導入拡大に向けて、ことし1月から住宅用の太陽光発電設備の導入に対する補助制度が始められており、また県内の市町村におきましても、11の市町村では補助制度を実施しております。県の制度と相まって相当の負担の軽減が可能になるのではないかと考えております。県としましては地球温暖化防止活動推進センターや市町村等と連携をしまして、さまざまな制度の活用を呼びかけ、太陽光発電設備の積極的な導入を促してまいりたいと考えております。

石井委員

ぜひ自然の力のエネルギーを使って、効果的な温暖化対策を進めていただきたいとお願い申し上げます。本県は四方を森林に囲まれているわけでございます。森林県であると同時に木質のバイオマス活用も大切であろうかと思っております。

そこで、平成21年度当初予算には木質バイオマス利用推進事業費が計上されていますが、この内容と今後の方策について伺いたいと思います。

千野林務長

木質バイオマス利用推進事業の内容と今後の方策についてという御質問ですけれども、木質バイオマスは地球温暖化の防止とか、林業の採算性の向上を図る上でも、重要な取り組みであると考えております。今年度、山梨大学や関係者と協議を重ねておりまして、木質バイオマス推進計画の策定に向けた最終的な調整をしているところであります。ここでの議論を踏まえて、明年度、御質問の木質バイオマス利用推進事業によって、木質バイオマス支

援センターを設置いたします。そこで森林の伐採現場や製材所に残されている未利用資源等の情報を収集・発信するとともに、木質バイオマスの利用を計画する市町村、事業者等の調整を図って、ネットワーク化をしてみたいと考えております。あわせて、ペレットストーブ、チップボイラー等の機器の展示会・相談会や、未利用材の積極的な利用に向けた安全・安心の確保等についての検討会を開催いたします。今後も山梨大学、試験研究機関と連携して、森林の未利用資源の有効活用を支援することにより、市町村や民間事業者の木質バイオマス利用を促進してみたいと考えております。

（食の安全・安心について）

石井委員

ぜひ森林県である山梨を有効に生かしていただきたいと思っております。それでは、次の質問に移らせていただきます。一昨年のミートホープの食品偽装、さらには中国ぎょうぎ事件に始まり、汚染米やメラミン混入に加えてウナギの産地偽装など、食の安全を揺るがす大きな事件が起きております。このため県民の食に対する不安や不信が募るとともに、食の安全・安心の関心が高まっていると思います。この動向を裏づけるように、昨年9月には内閣府が実施しました食糧・農業・農村の役割に関する世論調査によりますと、食品を買うとき国産品を選ぶと答えた人が89%と8年前の調査より7ポイント増加し、中国食品の農薬汚染事件など輸入食品に対する信頼感が、低下している事態が浮き彫りとなったところであります。さらに内閣府は同年10月に実施した消費者行政の推進に関する世論調査によりますと、消費者問題に関心がある分野として、食の安全性が88.8%とトップとなっており、そのうち食品に関する不満内容としては表示の偽りや不明確な点が最も多い結果となっております。

私は県民が安心して暮らせるよう、生産から消費に至るまで関係者や行政が一体となって、食の安全・安心に向けた取り組みを進めることが大変重要なことと思っております。このため県としての取り組みについて、昨年12月議会で質問し、御答弁をいただいたところでございますが、その取り組みの中でも特に消費者の食に対する不安をぬぐい去るには、正確な情報や伝達、生産者と事業者との信頼関係を築くことが大切であると、常日ごろから考えているわけでございます。

そこで本県の食の安全・安心を進める取り組みの具体的な内容について、何点かお伺いしたいと思います。まず食品の表示はJAS法や食品衛生法、景品表示法などの法律により定められていると聞いておりますが、食品の表示は消費者が食品を選択する上で最も大切な情報だと思います。食品表示ウォッチャー設置費について、どのような目的で、またどのように実施しているのかお伺いしたいと思います。

小林県民室長

食品表示ウォッチャー設置費の目的及び事業内容についての御質問でございますが、食品表示の一層の適正化を図るために、消費者を食品表示ウォッチャーとして委嘱し、県民参加のモニタリング活動を通じまして、県内の食品販売店の食品表示の状況について、継続的に確認することを目的としております。明年度の食品表示ウォッチャーは市町村推薦69名、それから、公募50名の119名であります。県内の食品販売店の食品表示の状況について、日常の買い物等を通じて確認していただき、その状況を定期的に食の安全・食育推進室に報告してもらうとともに、食品表示違反事例等を発見した場合には、速やかに報告してもらうこととしております。ちなみに平成19年度の報告件数でございますが、3,588件で、不適切な表示について

はそれぞれの法律に基づきまして、食の安全・食育推進室や保健所、それから、農務事務所などの関係機関で指導等の対応を行っております。

石井委員

一般県民に参画をしていただく中で、食品の適正な表示を進める取り組みは、よくわかったところでございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地元で生産した新鮮な農産物を地元で消費する地産地消は、農産物をつくった人の顔が見えることで食品に対する安心を享受でき、消費者と生産者の信頼関係を構築する上でも重要な取り組みですが、同じく生産者と消費者との交流事業である食の安全・安心交流ツアー開催費について、どのような目的で、またどのように実施していくのか伺いたしたいと思います。

小林県民室長

食の安全・安心交流ツアー開催費についてでございます。近年の食品偽装など不正表示等によりまして、消費者の食の安全・安心への関心は非常に高まっております。食品を提供する側と消費する側の信頼関係を築くためには、消費者が食品の生産、製造、流通現場の実態を知る機会や、消費者と生産者等との交流の機会をつくることが重要であります。食の安全・安心交流ツアーは、消費者が農産物の生産現場や食品の製造加工現場の視察を行った後、消費者、生産者、事業者及び行政による意見交換を行い、食品の生産や加工の実態を知り、相互の信頼関係を深めるものでございます。

石井委員

消費者に農産物の生産現場や食品の加工・流通状況を理解していただくことは、大変重要だということでございます。より多くの消費者に参加していただきますよう、今後もお願ひしたいと思います。

次に、最近、県内において大手スーパーによる輸入カジキの原産地を国産として1年以上販売したという報道がされたところであり、適正な食品表示の重要性を再認識したところでありますが、新規事業である食品適正表示講習会開催費について、どのような目的で、またどのように実施するのか伺います。

小林県民室長

食品適正表示講習会開催費についてでございます。食品の表示は消費者が食品を選択する上で極めて重要な情報であります。その表示はJAS法、食品衛生法、景品表示法などにより表示しなければならない事項や方法等が定められており、その方法も複雑化しております。また、指導・監視、相談対応をする部署もそれぞれ異なっており、食品事業者の戸惑いも見られるところでございます。このため明年度は食品関連事業者を対象に、各食品表示関係法令を所管している国・県の部署が、合同でそれぞれの法律に基づき、食品表示の解説を行う講習会を開催することとしております。この講習会を通じまして、一層の食品の適正表示を推進し、消費者への正確な情報の提供を推進してまいります。

石井委員

県民が安心して食品を購入することができるよう、食品販売にかかわる皆様への御指導もまたあわせてお願ひ申し上げる次第でございます。

次に、食の安全・安心を推進する上で、消費者への食品の正確な情報伝達と、消費者と生産者の信頼関係の確立は非常に重要であると考えます。食の安全・安心にかかわる普及啓発の予算は、総額で620万円となっております。これで県民に食の安全・安心が十分に周知できるかどうか心配もあるわけでございます。もう少し増額したらどうかとも思うわけでございますが、

その点についてはいかがでしょうか。

小林県民室長

食品安全推進事業の予算についてでございます。食の安全・安心確保の取り組みに当っては、県だけではなくJA、それから、食品加工業者、生協、市町村、国など関係団体や関係機関の理解と協力を得る中で進めております。県では効率的な普及啓発が行われるよう県のホームページ、それから、生活情報誌「かいじ号」なども活用しまして食品情報を提供するとともに、食の安全・安心を語る会の開催や、県政出張講座などを通じて県民の皆様に対し、食の安全・安心に係る普及啓発を行っております。また、より多くの県民の皆様へ食の安全にかかわる正しい知識や情報の提供に努めるとともに、これらの取り組みを通じまして、県民の一人一人が食の安全・安心確保に自発的に取り組む気運を醸成していきたいと考えております。

石井委員

わかりました。限られた予算により効果的な普及啓発を図られるよう、今後ともよろしく願いいたします。

最後に、食の安全基本法の制定を受け策定されたやまなし食の安全・安心基本方針に基づき、具体的な取り組みを進めている第二次やまなし食の安全・安心行動計画によりますと、生産から消費に至る食品の安全性の確保、食品に関する正確な情報の提供、消費者・生産者・事業者の相互理解・信頼関係の確立の3本柱を進めるに当たって、消費者、生産者、事業者、行政が協力して行うとしております。このような食の安全・安心への取り組みは、生産から消費に至るまで幅広くなっております。また、県庁においても県民への普及啓発を始め、農産物の生産指導や食品の衛生監視・指導など、関係部署が連携を深め、一体的な推進を図ることが重要かと思っておりますが、今後どのように進めていくのか考えをお伺いします。

横内知事

委員の御指摘のように、食の安全・安心に係る施策は大変に幅広いわけございまして、県庁の中のいろいろな部局がかかわっております。したがって、そういう関係部局が、もちろん外部の機関とも同様でありますけれども、ハウレンソウという言葉がありますが、お互いに情報を報告し合い、連絡し合い、そして、実際やる活動については相談をし合って、一致して進めていくということが大変大事だと思っております。農政部、福祉保健部、県民室、教育委員会といったところで10以上の課が関係をしているわけでありまして、その食の安全・食育推進室が行っているわけでありまして、その食の安全・食育推進室に庁内の関係10課の職員を兼務にいたしまして、定期的に会議を開催して、お互いに情報を共有するということが同時に、相互にやるべき仕事についての連絡調整をしながら進めているということでございます。明年度はこの食の安全・食育推進室を消費者安全・食育推進課に格上げ強化をいたしまして、消費者行政、食の安全行政を一層充実していくことにしているところであります。食の安全・安心についての県民の関心は極めて高いものがありますので、庁内はもとより関係の国の機関、その他関係機関と一層連携、調整をとりながら、総合的な施策を強力に進めていきたいと考えております。

石井委員

ただいま知事から非常に力強い、また全庁挙げての取り組みについて伺ったところでございます。今後とも食の安全について、積極的な取り組みを期待するところでございます。

（やまなしブランド戦略の推進について）

それでは、次の質問に移らせていただきます。大変厳しい経済状況の中で、国内外で地域間競争がますます激化しております。また、地域の差別化を図るためには、地域ブランドの確立が重要になってきております。地域ブランドは地域イメージとして、今や消費者が商品を選択する際の重要な基準となっております。そして、このような消費者の信頼感や満足につながる地域ブランドの確立は、農林業や地場産業、観光などの活性化のキーワードでもあり、現在、山梨だけでなく各県ともにさまざまな取り組みを行っているところであります。

本県では昨年度全庁的な組織としてやまなしブランド推進本部を立ち上げ、やまなしブランド確立に向けたやまなしブランド戦略を策定いたしました。その戦略に基づき、これまでトップセールスや県産品の海外輸出などの販路拡大戦略を積極的に図ってきたところであり、知事も本県のすぐれものを広く国内外に情報発信し、販売力を強化することが、本県の産業経済の活性化の一番の近道との考えを、再三表明しているところであります。また、知事みずからトップセールスに懸命に努めていることについては、私だけではなく先日読売新聞による知事の2年間の評価においても、有識者などから最も高い得点がつけられているところであり、多くの県民が評価するところだと思えます。

そこで、まず、知事にこれまでのトップセールスの成果について伺います。

横内知事

山梨県は県は小さいですけれども、果物、ワイン、ジュエリーを初めといたしまして、農産物にしても、工業品にしても大変に質が高く、非常に高い技術でつくられていると思っております。しかしながら、残念なことに販売力が弱いということがあります。生産の方は一生懸命高い技術でやるんですけれども、販売の方で、マーケティングに余力を入れないということがあるものですから、結果的に大都市地域の卸・小売業者に大きなマージンをとられて、地元の生産者には余り利益が入ってこない、結果的に後継者がなかなか育たない、衰退をしていくという状況が農業の分野においても、あるいは地場産業の分野においてもあるのではないかと思います。やはりマーケティングをもっと強化していく必要があるということで、トップセールスを一生懸命やっているつもりであります。

今まで例えば県産ワインにつきましては、外務省などに働きかけをいたしまして、洞爺湖サミットで採用されたりとか、あるいは在外公館幾つかでだんだん山梨産のワインが使われるようになってきておりますし、県産の農産物、あるいは海外からの観光客の誘致につきましても、県内外、またソウル、北京、上海等に参りまして、トップセールスを行っております、一定の成果は上がっているのではないかと思っているところであります。

やはりトップが行きますと、それなりの効果はあるわけでありまして、ついこの間も2月でありますけれども、ワイン業者の皆さんが甲州ワインは和食に合うので、和食の一番の本元はやはり京料理ということであるから、京都へ行って、京料理と甲州ワインを食べ合わせるといふか、飲み合わせるといふことをしてPRをしようというイベントを計画いたしました、私にも出てくれということで行ってまいりました。私が行くということになると、山田京都府知事も、「では、私もおつき合います」ということで一晩つき合ってくれました。京都も府知事が出るとなると、財界人も大勢出てまいりまして、予想以上の皆さんが集まり、確かに山梨ワイン、甲州ワインは和食に合うといふ、大変にPR効果があったわけでありまして、そのようにやはり

トップが出ていけば、それなりの効果はあるものだと思っておりますので、今後も先頭に立ってトップセールスということで、積極的に山梨のよさを国内外に売り出していきたいと思っております。

石井委員

ただいま知事の本当に積極的に県を思い、やまなしブランドの販路拡大のためトップセールスとして活躍している姿に本当に感動しているところでございます。トップセールスの状況は本当にわかったところでございます。

それでは、トップセールスと並んで販路拡大というお話があったわけですが、この戦略に位置付けられたワイン、あるいは果物の輸出拡大の取り組みについて、業界はどのような動きをしているのか。そしてそれを県はどのように支援しようとしているのか、これまでの取り組み状況について伺いたいと思います。

廣瀬商工労働部長

ワインの輸出拡大の取り組みにつきましては、業界ではヨーロッパ市場への甲州ワインの輸出に向けまして、平成19年度からイギリスのマスター・オブ・ワインという専門家をお招きしまして、ヨーロッパ市場の現状ですとか、あるいは市場に潜入するための戦略を学ぶとともに、ヨーロッパで評価されるワインづくりといった技術指導を受けてきたところでございます。また、県の独自の取り組みとしましては、今も知事が申し上げましたとおり、外務省を通じて在外公館での国産ワインの活用を要請するなど、側面からの支援を行ってまいりました。こうしたことから、今年度22の在外公館のレセプションで採用されたという状況でございます。

遠藤農政部長

果物の輸出拡大に向けた取り組みでございますが、農業団体も非常に果物の輸出に熱心でございます。そういう中で農業団体と県が一緒になりまして、山梨県果実輸出促進協議会をつくりまして、昨年は台湾、香港におきまして国際見本市等へ出展したり、消費動向調査などを行っております。それから、国内におきましても台湾向けの検疫措置に対応するための研修会、それから、機器の整備の支援等を行っております。来年度におきましてはさらに輸出拡大を図るために、農政部内に農産物販売戦略室を設けるとともに、香港におけます山梨フェアにおきまして、いろいろPRを行っていくことを考えております。さらに今回山梨の果物の輸出用の統一ロゴマークをつくりまして、それを来年度の輸出で使いまして、さらにその拡大を図っていこうと考えております。

石井委員

わかりました。これからもワインや果物、そして富士山を筆頭にして山梨の県産品や観光をどんどんと売り込んでいただきたいと思います。私の地元にも柗原・西原の長寿料理や秋山温泉というすぐれものがあります。私たち議員も知事を見習い、地元のやまなしブランドを積極的にPRしていきたいと考えているところでございます。

さて、このような販路拡大戦略に加え、来年度から本格的に行うこととしているイメージアップ戦略について何項目か伺います。まずイメージアップ戦略とはどのような戦略なのか伺います。

小松知事政策局長

委員に冒頭、御指摘していただきましたように、やまなしブランド戦略につきましては、19年度に3つの戦略を立てております。御案内のように販路拡大、イメージアップ、コミュニケーション拡大の3つの戦略でございます。この3つの戦略のうち販路拡大とイメージアップ戦略を2大戦略と位置

づけておりました、この2つを支えるのがコミュニケーション拡大戦略という位置づけをとっております。

販路拡大戦略はワイン、桃などの販路拡大を通じまして、個別のやまなしブランドを確立することによりまして、その県産品の生産地である山梨県を多くの消費者に知ってもらおうとする戦略でございます。一方、反対にイメージアップ戦略とは、山梨県自体のイメージを向上させることによりまして、山梨県という地域をブランド化しようとする戦略でございます。その結果として山梨県で生産されるワインや桃などの個別の県産品や、観光地のブランドの価値が高まってくるという戦略でございます。要するにイメージアップ戦略とは、山梨県自体のイメージアップのために山梨県の自然とか、あるいは景観など山梨のよいイメージを多くの消費者に伝える戦略だと考えております。

石井委員

当会派の議員の質問にあったように、日経リサーチ社による地域ブランド力調査の都道府県ランキングでは山梨は全国で24位で、隣の長野県の10位、静岡県は13位と比べると、かなり低い評価にとどまっていると思います。この調査で1位は北海道、2位は京都府、最下位の47位は群馬県であり、観光で生きている県は総じて順位が高い傾向にあるようです。このような状況において、私も山梨のイメージアップの必要性を理解しますが、素朴な質問として県のイメージを向上させることにどのようなメリットがあるか、また、イメージアップ戦略の目的を伺います。

小松知事政策局長

目的の第1に考えておりますのは、先ほども申し上げましたけれども、山梨県で生産されますワインや桃、観光地など個別のやまなしブランドの価値を上げていくということでございます。山梨で生産されたものであれば間違いはないという信頼感、それから、あの観光地は山梨だから間違いはないという安心感、こういったものを根づかせることが大事であり、それが目的だろうと考えております。第2には、例えば企業が従業員を採用するときなどに、山梨だったら就職してみたい、あるいは二地域居住の場所を選択する場合に山梨に住んでみたいとか、こういった地域のブランド価値を向上させる。第3は、これがある意味では一番大事なのかもわかりませんが、県民が住んでいる地域に誇りを持って暮らすようにすること。やはり自分の住んでいるところに誇りを持たないと、やはり外から人が来てくれないだろうと考えております。イメージアップ戦略の目的というのはこの3つを想定しているところでございます。

石井委員

ただいま自分の地域に誇りを持って住みやすさを、日常生活に生かしていくことの重要性を聞いたところでございます。

県は来年度事業として複数のメディアを活用して、東京圏に向けてイメージアップ事業を進めるところであります。その事業では具体的に何をするのか、また、イメージアップ事業を実施するスケジュール及び広報PR方法と、その予算額について伺います。

進藤観光部長

山梨のフルーツ、温泉、水などのすぐれた素材を、首都圏に在住している人たちが求めているいやしとか、美、健康、こういったテーマに合わせまして、多様なメディアを組み合わせた広報活動、PRを通して本県のブランドイメージを向上させていきたい。そのためにターゲットとしましては、消費意欲の高い首都圏に在住している30代から40歳代の女性を考えており

ます。具体的なPRのやり方ですけれども、テレビであるとか雑誌、JR等の列車の車体や車内を使った広告、こういったさまざまな複数のメディアを組み合わせ活用したPRをやっていくということで、企画コンペを実施し、最も効果的な提案をしてきた広告代理店等に委託して、実際の事業を進めていきたいと考えております。スケジュール的には当初予算が成立した後、直ちに企画提案の募集を開始いたしまして、5月の連休明けくらいまでには委託先を絞り込み決定して、調整を行いまして、実際のPRは秋から冬にかけて実施していこうと考えているところでございます。予算的には企画コンペをやって委託先を選定していく経費として50万円、実際にPRを行う経費として4,000万円を予定しているところでございます。

石井委員

大変厳しい財政状況の中で山梨の将来を見据え、イメージアップ事業をスタートさせたのは知事の大きな決断であり評価するところであります。ただし、効果的なイメージアップにはメディアをうまく使っていくことが重要であるかとも考えます。私は今後メディアを活用した情報発信はますます重要になっていくと考えており、テレビ、新聞はもちろん旅行者情報誌などの雑誌記者など、メディアとの関係を構築し維持していくことが、ますます重要になっていくのではないかと思います。イメージアップ事業を成功させるためには、メディアに対する情報発信のノウハウを蓄積し、さまざまなメディアと関係を深めていく必要があると考えますが、推進体制はどうするのか伺います。

進藤観光部長

イメージアップ事業の組織体制としましては、観光部に現在あります観光企画課を観光企画・ブランド推進課としまして、新たにやまなしブランド推進担当を置いて、イメージアップ事業を積極的に展開していくということでございます。また、庁内の関係部局とプロジェクトチームを組んで、イメージアップ事業初めトップセールス、販売促進などを実施し、全庁サイズで総力を挙げてブランド戦略を推進していく考えでございます。観光部はこれまで観光宣伝活動等を通じて、メディアやJR等との関係を築くとともに、フィルムコミッションの事業を通じまして、テレビのキー局や多くのプロダクションとの関係などを培ってきており、ある程度ノウハウがございます。また、本県の観光事業者などとのつながりも深く、情報発信すべき素材等の情報も相当蓄積されていると考えております。これらの環境を生かし、さらに深めながら、連携して本県のイメージアップを図っていきたいと思っております。

石井委員

今後ともさまざまなメディアとの関係を深めていただき、やまなしブランドの確立のために効果的な情報発信を継続していくようお願いをいたします。

最後に、来年度やまなしブランド戦略の第2のステップとして、イメージアップ戦略にどのように取り組んでいくのか、やまなしブランドのトップセールスマンとして、知事の意気込みをお伺いして終わらせていただきたいと思います。知事、よろしく申し上げます。

横内知事

いよいよ明年度から本格的にやまなしブランドを高めるための戦略に取り組んでいくわけでありますが、イメージアップというのは非常に大事なことだと私は思っております。要は県外の人たちが、とりわけ大都市の人たちが「やまなし」という言葉にどういうイメージを抱くのか、プラスイメージ

を抱くのか、マイナスイメージを抱くのか、明るいイメージを持つか、暗いイメージを持つかということですが、とらえどころがないようでいてこれが非常に大事だと思います。例えばある県内の大企業の社長が言っておりましたけれども、毎年新規採用で人ととると、山梨県内だけではとり切れないものだから、京浜地区から何十人、場合によっては百人という人を採用しようとする。それで「あなたは山梨に勤めるんだよ」と言うと、半分ぐらいが逃げてしまうということがあられるらしくて、要はやはり若い人などが、山梨というものにどういうイメージを持つのか。非常にいいところだというイメージを持てば、積極的に山梨に来て山梨で働きたいという思いを持つでしょうし、余りいいイメージを持たなければ、そういうところに住むのは嫌だと思ってしまうでしょうし、やはりそういう意味では企業の誘致にもかかわってきますし、産業の活性化ということにもかかわってくるだろうと思ひまして、やはり山梨というものに対する国民のプラスのイメージを高めていくということは非常に大事なことだと思います。

加えて、山梨県の場合にはプラスイメージになるようなものがたくさん、富士山を初め、桃・ブドウなどの果物、ワイン、ジュエリー、こう言えば若い女性の垂涎的になるようないい素材がたくさんあるわけですから、そういうものを積極的に売り出していくことによって、山梨というものに対していい印象、いいイメージを持ってもらうということは、非常に大事なことだと思っております。そういうことでトップセールスの一環としても、そういうことを進めていきたいと思っております。

トップセールスということで申しますと、私がトップセールスをやっておりますのは、山梨の物産をより多く売りたいということもありますけれども、そういうことと同時に、私が先頭に立って汗をかいていれば、県庁の職員も知事があれだけ一生懸命やっているんだから、じゃあ、私たちもやってみようか、やらなければならないなと思ってくれるのではないかと。県庁が一生懸命やり出せば、県庁があれだけ一生懸命やっているんだから、我々もひとつ頑張ってみるか、生産者の皆さんもそのような思いを持ってくれるのではないかとということもまた期待をしてやっているわけでありまして。

この山梨のブランドイメージを高めるということであれば、とりわけ県庁の職員には、そういう意識を持ってもらわなければならないわけでありまして、幸い若い人たちが自主的に研究会的なものをつくって、自分たちの名刺の裏にはそういう山梨のPRをするようなものを印刷して、それを県外の人には出そうとか、あるいは、県外の人に出すメールには必ず山梨のPRを入れ込んだ一文をつけて送ろうとか、いろいろなPR方法を考えておられます。そのようなことでやりながら県庁挙げて、それでできれば県民を挙げてイメージアップ戦略を推進できればいいと思っております、そういう方向で努力をしたいと思っております。

石井委員

ありがとうございました。それでは、以上で終わらせていただきますが、どうか知事、頑張ってください。よろしく申し上げます。

（情報ネットワークの活用について）

堀内委員

それでは、引き続きまして私から幾つか質問をさせていただきます。まず初めに112ページの情報ネットワークの活用についてお聞きします。私たちの日ごろの情報ネットワーク上で欠かせないパソコンについて伺います。先日、私あてに県庁から送られてきましたデータがありましたが、その文書を私のパソコンで開くことができませんでした。試行錯誤の末ようやく見ら

れるようになりましてけれども、その文書の体裁が崩れていたり、そのまま使うこと、すなわちプリントアウトができませんでした。

なぜこんなことが起こったのか少し調べてみました。原因は県庁で使っている文書作成のソフトが、ジャストシステム社の一太郎というソフトで、一般的に子どもが使用しているのはマイクロソフト社のワードというソフトだったからであります。現在市販されていますパソコンには特別に指定する以外は、ワード・エクセルが標準装備になっています。ワープロソフトの一太郎を使用する場合には、別途1台ずつソフトを購入しなければならないと思います。マイクロソフト社のワード・エクセルの日本におけるシェアについて正確な報告はなされていませんが、実用では恐らく90%以上と言えます。一般社会で言えばワード・エクセルなしのビジネスはほぼ考えられません。100%必須といっても過言ではないと思います。それに対しまして、一太郎は日本語ワープロソフトとしては非常にすぐれていますが、世界的なシェアは本当に数%しかありません。現状のグローバルスタンダードはやはりワード・エクセルであることは、だれの目から見ても明らかだと思います。ワード・エクセルが急に衰退し、逆に今後一太郎がグローバルスタンダードになるということは、現時点では恐らく考えられないと思います。

ところで、山梨県の多くの自治体及び学校関係が使用しているのは一太郎となっています。スピードと正確さが求められるこの情報化社会では、一般企業のスムーズな情報共有が非常に重要だと思います。それがこの互換性のないソフトによって妨げられ、さらには企業の経済的損失にもつながると考えられます。しかし、私が一番大きな弊害と考えているのは、学校における一太郎の存在であります。早速、私も地元の都留市内の小学校を調べてみましたけれども、私の知っている範囲で5校あるんですが、そのうちの2校では間違いなく一太郎が使われています。先ほども申し上げたとおり、一般社会ではワード・エクセルが必須という現状で、せっかく学校で一太郎を教えてもらっても、子どもたちが卒業し一般社会に出たときには、ワード・エクセルを使用するという実用が待っています。私立の学校では既にワード・エクセルでの授業が進められており、ワード検定、それから、エクセル検定は実社会でも評価の対象となっています。教育格差が叫ばれている昨今、このような歴然とした差のある実情は看過すべきではないと考えます。これからの情報化社会において、子どもたちがコンピュータを情報共有やコミュニケーションの道具として使用していくためにも、このような環境を整えることが私たち大人の大切な仕事ではないかと考えております。

そこで幾つかお伺いをいたします。まず初めに、県庁の職員の皆さんが業務で使用しているパソコンは、何台ぐらいあるのかお伺いします。

輿石企画部長

4月20日現在でございますけれども、県で使用しておりますパソコンはおよそ5,700台でございます。

堀内委員

5,700台のうちワード・エクセルが使用されていないパソコンは何台ぐらいあるのか。そしてまた、逆にワープロソフト一太郎を使用しているパソコンは何台ぐらいあるか伺います。

輿石企画部長

県で使用しております5,700台のパソコンでございますけれども、ほとんどにワード・エクセルが導入されているところでございます。一太郎でございますけれども、県立大学、あるいは工業技術センター、環境科学研究所、産業技術短大、そういったところにおける研究利用であるとか、学生利

用で導入されているパソコンを除きまして、約5,000台のパソコンに一太郎が導入されているという状況でございます。

堀内委員

そうするとかなりの数になると思います。このときの一太郎の購入に係る経費が幾らくらいかかっているかお伺いします。

輿石企画部長

県で使用しておりますパソコンにつきましては、業務に応じまして導入時期であるとか、リース期間が異なることから一概に言えないわけですが、すけれども、平成15年度に導入いたしました本庁の一人一台パソコンが1,656台あるわけですが、その費用から一太郎の購入単価を推計いたしますと、1台当たり7,056円でございます。この単価を全体にかけますとおおむね3,500万円くらいと推計されるわけでございます。

堀内委員

実は我が会派も先日13台のパソコンを入れたんですけれども、やりとりができないということで一太郎を入れようということになったんですが、この見積もりをとりましたところ1台2万円、13台で26万円かかるということで、これはもうむだだからやめようということになりました。パソコンのソフトというのは大体1年ぐらいでバージョンアップしていくわけです。例えば1年後にバージョンアップする必要もないと思うんですけれども、何年かしますと必ずバージョンアップします。その都度、この資料で行きますと1台当たり約6,000円かかるということで、相当の金額がかかるのではないかと感じるところでございます。

それで、次の質問としまして、今後、ワードと一太郎を併用していくのか、県の考え方を伺いたいと思います。

輿石企画部長

今後もワードと一太郎を併用するのかということだと思いますけれども、平成10年度に本県が導入いたしました一人一台パソコンには、委員御指摘のとおり、ワープロソフトとしてワードが標準装備されておりましたが、当時は国や自治体では機能的にすぐれているという評価を得ていました一太郎の利用が主流でございまして、本県におきましても同様の状況であったことから、これらのソフトを併用することとしたところでございます。しかし、御指摘のとおり、その後ワードの機能が向上したことであり、ワードを利用する職員が増加してきたことなどから、平成15年度に一人一台パソコンの更新の際に、ワープロソフトの一元化について議論がなされたという経緯があるわけですが、ワープロソフトを併用する必要性につきましては、年々、薄らいできておまして、また文書ファイルの外部とのやりとりなどを含めた事務処理の効率化であるとか、経費削減等の観点からワープロソフトの一元化を図っていくことが求められているものと考えているところでございます。こうしたことから、明年度にパソコンの更新を予定しているわけですが、ワープロソフトの利用実態や、過去の文書ファイルの利用状況などを把握いたしまして、業務に支障がある場合も実はいろいろあるわけで、国とのやりとりの中で国も使用事例があるわけですが、そういった業務に支障がある場合を除きまして、ワープロソフトを一元化する方向で検討していきたいと考えているところでございます。

堀内委員

県の非常に厳しい財政状況におきまして、少しでも経費の削減が必要だと思います。また、こういう情報化社会におきまして、スムーズな情報の

共有につながりまして、官民一体の活性化が図れることだと思います。できるだけ早く移行していただきたいと思います。

それでは、次に教育委員会の方にお尋ねを申し上げます。小・中・高校で児童・生徒の教育に使用しているパソコンは何台ぐらいあるかお聞きいたします。

・瀬教育長 県内の公立小・中学校、高等学校で教育用に使用しているパソコンの台数は、平成20年4月現在で小学校が1万488台、中学校が5,787台、高等学校が3,810台、合計2万85台でございます。

堀内委員 そのうちワード・エクセルの使用されていないパソコンが何台ぐらいあるのか。そしてまた、逆にワープロソフト一太郎を使用しているものは何台ぐらいあるかお尋ねします。

・瀬教育長 ワード・エクセルが使用されていないパソコンの台数でございますが、小・中学校で3,566台、高等学校はございません。それから、一太郎を使用しているパソコンの台数でございますが、小・中学校で1万2,160台、高等学校で3,115台でございます。

堀内委員 それで、授業で生徒に一太郎を教えている学校、使っている学校は何校ぐらいあるか把握していますか。

・瀬教育長 県内の小・中学校において授業で一太郎のみを使用、または指導している学校は144校、49.0%でございます。なお、一太郎とワードを併用している学校を含めると207校、70.4%になります。高等学校の授業においては、一太郎の使い方を教えることを目的とした授業は行われておりません。ワープロソフトを限定することなく、ワープロを利用しての情報を整理し、発信することを目的として授業が行われております。このような授業で一太郎をワープロソフトの1つとして他と併用している学校は、県立高等学校31校中13校、41.9%であります。

堀内委員 先ほども申し上げたとおり、今の情報化社会の中では、やはりグローバルスタンダードはワード・エクセルということでもあります。私はこの一太郎を小学生に教えるということはどうかなとも思うんですけども、今後、学校におけるワード・エクセルの導入、そして一太郎についても今後どのようにしていくのかをあわせてお伺いをいたします。

・瀬教育長 高等学校におきましては、既にワード・エクセルをすべてのパソコンに導入し、生徒の学習に活用しております。小・中学校におきましては現在ワード・エクセルを導入しているパソコンの台数は、全パソコンの78%になっております。小・中学校における一太郎の利用が比較的多い事情は、一太郎には学校用に小学校版、中学校版など発達段階に応じた製品があり、児童・生徒にワープロ指導等をするに当たって、教育現場で利用しやすいことから、一太郎を多くの学校で使用している現状があるのではないかと把握しております。なお、小・中学校への導入につきましては、学校を設置する市町村教育委員会の判断に任されております。

（森林保全などを目的とした新税について）

堀内委員

それでは、次に移らせていただきます。97ページの豊かな環境の保全と継承について伺います。まず1番目としまして、県では昨年12月に水源涵養や土砂災害、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的な機能の恩恵を県民が等しく受けられるとして、森林保全などを目的とした新税の導入に対し、庁内にワーキンググループを設置して検討に入るとしています。これらについて幾つかお尋ねします。

高知県を皮切りに29県が既に導入し、現在検討している都道府県が数県ある新税について伺います。山梨県は県土の78%が森林であり、この税の導入によりまして県民の森林に寄せる関心、また森林整備を進める上で森林保有者の理解の拡大などが図られ、より一層の森林整備が進むと思われます。私も一日も早い段階でぜひ取り入れるべきだと考えております。そこで県の考え方を伺います。

戸島森林環境部長 新たな税の導入の可能性についての御質問でございます。御指摘のとおり、新たな税につきましても、県民の関心や森林所有者の意識の向上につながることも期待されるところでございますが、新たな税につきましても、まず県民の皆様の十分な理解が得られることが前提になるかと思っております。このため明年度は学識経験者等で構成する検討委員会を設置するとともに、地域での意見交換会の開催やアンケートを通じまして、幅広く県民の皆様方の御意見を伺う中で、検討を進めてまいりたいと考えております。

堀内委員

ぜひいい方向に進んでいただきたいと思っております。それで、もしこの税を導入するようなことになれば、当然、受益と負担の関係について議論になると思うんですけども、森林整備が進むことは水源涵養につながりまして、県民はもとよりこの水源を利用している下流域の1都1県、この場合、東京都と神奈川県であると思っておりますが、その受益と負担の関係をどのように整理していくか伺います。

横内知事

委員の御指摘のように、本県で森林整備をやりますと当然水源涵養を通じまして、下流域の水を使っている住民にもプラスの影響が及んでいくわけがありますので、この森林保全の問題というのは上流域、下流域、流域全体の課題としてとらえて、取り組んでいく必要があると思うわけでありまして、特に下流域の神奈川県の場合には、神奈川県全体の上水道の6割が相模川水系、つまり桂川水系に依存しているわけでありまして、神奈川県が非常に本県との関係では大きいわけでありまして、神奈川県自身もこのことについては意識をしておきまして、昨年度、本県と神奈川県で連絡協議会を設置して、森林あるいは水環境の保全について、一緒に検討していこうということになっております。昨年度はこの森林の現況調査だとか、そういう流域の環境の調査を両県共同で実施したところであります。今後こういった取り組みを通じまして、上下流の役割分担のあり方について十分協議、検討をいたしまして、下流域にも上流における森林整備等について、一定の協力を求めていきたいと考えております。

堀内委員

次に、地球環境税との整合性について伺います。先日、環境市場新聞というのを見ていましたら、2008年に環境省は温暖化対策など地球保全に必要なとなる巨額な資金を調達するため、国単位ではなく国際社会が連携して、地球規模で課税する地球環境税について検討するということが書いてあったんですけども、私も勉強不足でよくわからないんですが、どういうもの

が簡単に教えていただきたいと思います。

戸島森林環境部長 地球環境税の関係でございますが、昨年7月に閣議決定されました低炭素社会づくり行動計画の内容を踏まえて、地球環境税等研究会というものを環境省が設置したところでございます。研究会におきましては、気候変動対策のための途上国の支援とか革新的な技術の開発等に必要な資金の調達方法を地球環境税と呼び、そのあり方について検討を行ってきたところでございます。新聞報道等によりますと、先週の13日に最終の会議が開かれまして、報告書案の取りまとめが行われたということでございますが、内容的には先ほど申し上げましたとおり、発展途上国の地球温暖化対策支援を目的にしたものということでございまして、国内における森林保全対策等の財源に充てるものではないととらえております。

堀内委員 それでは、この新税とは整合性はないという理解でよろしいですか。

戸島森林環境部長 はい。

堀内委員 次に、今後の導入の進め方について伺います。今、金融危機を契機に世界同時不況に陥っているわけでありまして。山梨県も同様に不況の真ただ中にあるわけですけれども、当然、今後の景気状況、また経済情勢を見きわめる中で、導入時期などを決定していくと思われるんですが、より慎重に進めることが肝要かなとも思います。

そこで、今後の進め方についてお伺いします。

横内知事 おっしゃったように、こういった森林環境税的なものを導入していくということに当たっては、県民に新たな負担を求めるわけでありまして、景気動向に対する配慮は大変大事だと思っております。とりわけ戦後最悪と言われるような不景気の状況でありますから、県民感情としてどうなのか、こういうものを受け入れるような状況かどうか、県民感情を慎重に見きわめながら、やっていかなければならないと思っております。明年度、検討委員会を設置して検討してもらいわけでありまして、そういったことも含めて総合的に議論をしていただきたいと思っております。検討委員会の検討結果を踏まえて導入の是非ということも含めて、総合的に判断をしたいと思っております。

堀内委員 新税につきまして最後の質問をさせていただきます。導入後、森林整備を積極的に行うことができるかということをお伺いしたいと思います。御案内のとおり、担い手となる林業従事者がこの30年間に半減しています。そのような中で担い手の確保が非常に難しいのではないかと考えていますけれども、この辺の対策があるのか。また、県土の78%を占める森林の40%が民有林の所有者ですけれども、この方たちの理解が得られるかということもあわせてお尋ねします。

千野林務長 県内の森林は林業の不振や担い手不足等により、民有林を中心としまして整備がおくれている森林がふえておりまして、公益的機能を高めるためにも、その整備・保全が喫緊の課題となっております。新税導入の検討はそうした森林を県民全体で守り、次の世代に引き継いでいくための財源確保策として検討するものでありまして、森林の整備・保全を進める上で担い手の確保や、

森林所有者の理解を得ることが不可欠であると考えております。このため担い手対策につきましては、林業労働センターによる雇用情報の提供や説明会の開催等により、新規就労者の確保を図るとともに、機械化等の推進や通年就労の奨励など、魅力ある職場づくりに取り組んでいるところであります。本年度からは建設業者等を対象としました新規参入支援研修を実施するなど、新たな事業体の育成にも取り組んでおりまして、こうした対策を効果的に実施する中で、担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

また、林業不振の大きな原因が、間伐等の整備を行っても採算が合わないため、森林所有者の專業意欲が減退してしまうということから、森林は緑の社会資本であるという考えのもとに、社会全体で支える仕組みづくりを構築するとともに、所有者の負担軽減を図ることで民有林の整備促進について理解を求め、仮に税を導入した場合にはつきましても、森林整備に支障が生じることのないよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

（下水道区域外での浄化槽設置について）

堀内委員

それでは、次に下水道区域外での現行法の浄化槽の設置について伺います。私の住む郡内の東部地域は、本当に自然と清らかな水に恵まれた山紫水明の地であり、桂川の水質保全には多くの人々が関心を抱いています。その水質も桂川流域下水道の普及によりまして、以前より着実に改善がなされています。ところが、御存じのとおり東部地域は山あり谷ありで、下水道整備が困難な地域が多くあり、その対策が急がれているところでございます。

そこで、下水道区域外での浄化槽設置について幾つか伺います。まず初めに、下水道区域外の浄化槽設置について、県として地元の市町村に対し何らかの義務づけ等がありましたら、お伺いしたいと思います。

戸島森林環境部長

下水道区域外におきまして、市町村に対する浄化槽設置の義務づけというのは浄化槽法等の中でもございませぬ。これらの区域につきましては、浄化槽のほか農業集落排水処理施設とか、コミュニティプラント等により施設整備を行うことになっております。施設は種類によってそれぞれ特徴がございまして、設置とか維持管理に要する経費などの経済性、それから、人口密度とか地形という地域の特性を考慮して、それぞれが適切な施設を選択することになっております。市町村におきましてはこれらを踏まえて、生活排水処理基本計画を策定しまして、地域の実情に応じた施設整備を行っているところでございます。県は市町村の生活排水処理基本計画をもとに、平成15年に山梨県生活排水処理施設整備構想を策定しまして、今年度、社会情勢の変化を踏まえて見直したところでございますが、下水道区域外におきましても今後も継続して、計画的、効率的な施設整備を推進していくように努めているところでございます。

堀内委員

この浄化槽の設置につきましては、国や県等の助成金があると聞いています。そのときの助成金の金額はどのくらいになるかを教えていただきたいと思っております。

戸島森林環境部長

助成金の金額につきましては、それぞれ規模によって異なっております。まず助成制度のお話をさせていただきますが、個人型の浄化槽につきましては、浄化槽設置整備事業という事業がございまして、それから、市町村が設置主体となる浄化槽の整備については、浄化槽市町村整備推進事業ということで、それぞれ主体によって補助のメニューは変わってまいります。金額につ

きましては補助の基本額が規模によってそれぞれ異なりますが、例えば個人型の浄化槽の整備事業につきましては、5人槽ですと基本額が33万2,000円、人槽の規模が大きくなると額が上がってくるという状況でございます。市町村設置型につきましては5人槽ですと83万7,000円が基本額になるということで、これもやはり規模に応じて大きくなっていくという状況でございます。

堀内委員 市町村設置型と個人設置型で、大分金額に差があるようなんですけれども、こんなに差があるものですか。

戸島森林環境部長 この助成制度の基準額のスキームでございますが、個人設置型につきましては個人の負担が6割ということで、残りの4割を国と県と市町村が3分の1ずつ負担するというところでございます。市町村型はちょっと違まして、個人負担が1割ということで、残りにつきましては国が3分の1の支援をするということで、その残りが57%ぐらいになるわけでありまして、これは市町村が地方債で借入れをして、これに対しては50%の交付税措置があるわけでございますが、この借入金の償還をそれぞれの個人の利用者が、毎年使用料として払うということで、スキームの違いがあることから、基準額についてこうした差が出ているという状況でございます。

堀内委員 ありがとうございます。浄化槽の設置につきましては今お話があるように、個人設置型、それから、市町村で設置する方法があるということで、浄化槽は本来微生物の働きを利用して汚水等をきれいにするわけですが、その保守管理が非常に重要と考えています。この場合、個人設置型だと将来的に保守管理をなされない恐れがある。これは法律でいろいろ網かけをしてありますけれども、最終的にそういう結果もあるのではないかとということが考えられております。

そこで、本来の浄化槽としての役割を損なう恐れがありますので、その辺をぜひ行政において確実に関与すべきと考えるんですけれども、その場合、市町村設置型に何とか統一できないかということについて見解をお伺いします。

戸島森林環境部長 市町村が設置主体となる市町村設置型でございますが、これは補助等を受けるのに要件がございまして、一定の地域を面的に全戸整備するという要件がございまして、したがって、地域の合意がまず必要であるということが1点あります。それから、もう一つ、先ほど申し上げましたスキームの中で、初期投資に借入金を行って投資をするという、初期投資の財政負担。それから、使用料を毎年徴収するという事務的な負担、こうしたことがございまして、市町村の中にはなかなか導入をためらっているところもございまして、おっしゃるとおり水環境の保全という面で信頼性の高い事業でございますので、県としても市町村がこうした事業を導入するように推奨しているところでございます。現在22の市町村が浄化槽整備を行っておりますが、6市町村がこの市町村設置型ということでございまして、さまざまな場面を通して市町村等にもこのメリットをお伝えして、事業の導入を進めてまいりたいと考えております。

堀内委員 最後に、下水道区域外での現行法の浄化槽の普及率の目標があるかお尋ねします。

戸島森林環境部長 先ほど申し上げました山梨県生活排水処理施設整備構想、これは目標が平成25年に生活排水クリーン処理率を82%にしようというものでございます。これには下水道区域も入っております。御質問のありました浄化槽の普及ということでございますが、下水道区域外の浄化槽の普及率の目標は43%でございます。現在が34%ですので、これを25年までに43%まで上げようという目標でございます。

堀内委員 私を含めた県民の多くが、家庭においてもどのような種類の排水をしているのか、流すにはどのような処理をしたらよいのか、また現行法の浄化槽の仕組み等理解されていないところがかかなりあるのではないかと思います。下水道区域外の住民の方にわかりやすい周知と説明をすることによりまして、もっとその普及率を上げることができるのではないかと考えています。そして、せっかくそういう公的な資金を投入するので、ぜひ浄化槽の機能を損なわない市町村設置型の推進をぜひ進めていただきたいと思います。

（桂川・相模川流域環境保全推進事業について）

それでは、次に桂川・相模川流域環境保全推進事業について伺います。昨年の9月の定例県議会におきまして、環境美化の取り組みについて質疑をさせていただきました。そのときの答弁で毎年7月を河川愛護月間と定め、地域住民の参加協力を得る中で河川清掃を実施し、また河川監視の強化を図るというお答えがありました。先日、富士東部建設事務所におきまして、このたびの不況対策の一環として緊急臨時的に雇用創出事業で採用した職員5名を河川美化に充てるという説明がありまして、大変ありがたく思ったところであります。

そこで、桂川の環境保全推進について幾つかお尋ねをします。まず初めに、桂川流域において行った取り組みの内容について伺います。

下田県土整備部長 桂川流域におけます河川の環境保全関係の取り組みでございますけれども、まず毎年7月に河川愛護月間ということで、いろいろな取り組みを行ってございます。その中で桂川流域におきましては菅野川ほか2河川におきまして、地域の皆様、また関係の団体、県・市・町の職員含めて、約300名の参加を得まして河川の一斉清掃を実施したところでございます。また、その期間以外にも環境ボランティアということで、地域のボランティア団体が清掃活動を行っております。桂川流域におきましては8団体が6河川においてボランティア活動、清掃ですとか、除草ですとか、また花を植えたり、こういった活動を行っていただいておりますけれども、こういった方々に平均しますと年に7回ほど活動をいただいておりますが、ここに対しまして必要な資材の支援をしたということでございます。

堀内委員 ボランティア団体が8団体で何回も行っているということで、今後もぜひこの取り組みを広めていただきたいと思います。

次に、河川監視強化と河川美化についての住民意識の高揚のため募集した河川監視協力員の現状をお伺いします。

下田県土整備部長 河川監視協力員の状況でございますけれども、その前に河川監視につきましては現在河川監視員ということで、権限を持った者が県下全域で15名おり、河川の監視・巡視を行っておりますけれども、これではなかなか目が届

かないという面もあり、また、委員、御紹介のとおり、住民みずからが地域の川を守っていくといった意識の醸成というものも含めまして、河川監視協力員を本年度から募集いたしました。計画では本年度20名の募集を予定しておりましたが、非常に意識が高く、全県下でございますが35名の御応募をいただきまして、現在、河川監視の補助ということで御支援をいただいております。

堀内委員

桂川・相模川流域は延長約110キロあります。そして、流域面積も1,680キロ平方メートルになります。この川にはたくさんの支川がありまして、全域を網羅するというはとても至難のわざだと思います。そうかといって、やはり川に堆積しているごみをそのままにしておくことはできないと思います。皆さんも御存じのとおり、川というのは流れていますので、ごみ捨て場とすれば非常に便利なんですね。簡単に目の前の川にごみを捨てない、そういう意識を持つような啓蒙運動が私は重要ではないかと思えます。例えば県で発行しているもの、それから、各市町村等が発行している広報等に、川にごみを捨てるなというPR活動をすれば、必ずごみを捨てないということにつながるのではないかと思いますので、ぜひその辺もよろしく願いをいたします。

それでは、最後に山梨県と神奈川県との連携で、桂川・相模川流域環境保全推進事業などに、どのように取り組んでいるかお伺いをいたします。

戸島森林環境部長

両県での取り組みということでございます。桂川・相模川の流域の環境を将来にわたって良好な状態で保全するために、流域の市民とか事業者、団体、行政などをメンバーとしまして、桂川・相模川流域協議会というものを平成10年に設立をしております。本県と神奈川県は設立当初からこの協議会に参加するとともに、協議会の事業活動を継続的に実施するため、年間事業費の約半分300万円を両県で負担することとし、本県につきましては流域人口などを基礎としまして、75万円を負担しているところでございます。この流域協議会におきましては、これまで流域一斉のクリーンキャンペーンとか、森林保全のための森づくり、上流域・下流域の住民の交流事業、流域のシンポジウムを実施しておりまして、今年度は環境省が主催したきれいな水と美しい緑を取り戻す全国大会において、優秀賞を受賞したところでございます。県としましても神奈川県と協力しながら、これからも引き続き支援をしてみたいと考えております。

堀内委員

どうもありがとうございました。以上で質疑を終わらせていただきます。

(休 憩)

(今後の行政改革のあり方について)

望月副委員長

皆さん、こんにちは。部局を横断しまして、また多面的な審議ができるこの予算委員会で、発言できますことをありがたく思っているところでございます。

知事におかれましては、大変厳しい財政状況、そして昨年来の不況、こういう中で常に前面に立ちまして、困難ないろいろな課題について対応していただきました。この2年間大変御苦労さまでございました。県民参加のもとで数々の条例も作成をいたしました。その中で特に障害者関連の条例、それから、女性外来の専用の窓口の条例、そして中小企業支援策等々、そして国

内外におけるトップセールスにおいて大きな成果を出されました。高く評価するとともに敬意を表するところでございます。

昨日も委員会で県債の議論がされました。知事の公約の大きな1つでもあろうかとも思います。通常県債は政策的なものでありますけれども、行政改革の大綱の中で計画どおりの進行がされまして、予定どおりの削減がされております。これは知事の政治手腕がなせるわざと、このように感じているところでもございます。また、厳しい内外経済の中におきまして、県政の経済の活力、そして雇用の問題、こういったものを踏まえる中での環境にあるわけでありまして、2月に山梨県財政中間見直しを出されました。これを見ますと経常収支比率、それから、基金の目減りといったものが目立っておりまして、この厳しい環境の中を知事の手腕、そして行動力をもってやり抜いていただきたいと強く希望をいたしております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。まず今後の行政改革のあり方についてであります。厳しい財政状況の中で、県債削減を含む行政改革大綱に基づき施策を展開され、一定の成果を上げてきたところではありますが、この行革大綱は小泉構造内閣の市場優先経済を基本とした官から民へと、こういう形の中で国が推し進めてきた行政改革の考えを、多く含んでいるのではないかと感じるところであります。しかし、世界的な市場原理主義による経済運営が、今回の経済危機を生み出したのも事実であろうと思っております。行政としてこれまでの流れを振り返り、民間活力の活用のあり方についても、再検討をすべきときだと考えているところであります。県は公共施設について指定管理者制度導入の拡大や外部委託の推進、市場化テストの導入を検討し、活用することを行政改革大綱に掲げ、民間活力の活用を推進されております。

そこで民間活力のあり方についてお伺いをいたします。指定管理者制度については、12月議会において30施設の更新と6施設への新規導入が議決され、本議会でも各部局から新年度の委託料が計上されています。現在の指定管理者制度の導入状況と実績等についてお伺いいたします。

小松知事政策局長 指定管理者制度は平成16年度に丘の公園に最初に導入をいたしまして以来、現在、法令等に制限のあります県立学校などを除きます47の施設で導入となっております。委員御指摘のように、明年度からは新たに男女共同参画センター、富士湧水の里水族館など6施設の導入が決まっております、公の施設は124ありますけれども、指定管理者制度を導入しておりますのは、この6施設を入れまして53施設での導入となります。

次に、実績等についてのお尋ねでございますけれども、御案内のように、指定管理者制度の目的は管理経費の節減を図ること、それから、住民サービスの向上を図る、これを目的としております。そこで、委託料ということになりますけれども、管理経費につきましては制度導入前に比べまして、平成17年が制度導入前でございますけれども、それに比べまして全体で9億円以上の節減が図られております。また、施設の利用者数も平均で10%以上増加しております、なおかつ施設利用者のアンケート結果によりますと、ほとんどの施設で利用者の満足が向上している状況にあります。以上でございます。

望月副委員長 行革大綱においてもともとすると官の規制を排除して、コスト優先の市場主義的な考えばかりと受けまして、この辺で立ちどまって行政サービスのあり方を、もう一度考えたらいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょ

うか。

小松知事政策局長 民間活用の推進と申しましても、何でもかんでも民間ということを考えているわけではございません。サービスの向上や経費の節減が期待できる分野に導入していくことが重要であります。その場合におきましても、県は事業者の施設運営に適切な関与・支援を行っていくことが必要でありまして、行政サービスの維持・向上が図られるということが、あくまでも前提と考えております。安かろう、悪かろうというのでは困るわけでありまして、また、行政サービスの改革に当たりましては、指定管理者など民間活力に依存するだけでなく、地方独立行政法人制度など新しい経営形態の導入によりまして、地域のニーズや時代の変化に柔軟かつ的確に対応することも大切だと考えております。したがって、行政サービスの今後のあり方につきましては、決してコストのみを優先することなく、県民本位の良質な行政サービスの維持・向上に努めていきたいと考えております。以上でございます。

望月副委員長 ありがとうございます。

次に移ります。次に事務事業の見直しについて伺います。県は管理職に続き来月から一般職員にも給料の特別減額措置を実施されます。その際、知事は組合との交渉の場において、徹底した事務事業の見直しを約束されたと伺っております。しかし、経費削減のための事務事業の見直しと定員削減をする中で、きめ細かい行政サービスも強いられたいわけでございます。さらに昨年度から幾つかの事務処理のミスが発生し、再発防止策が定められたようでもありますけれども、これが事務を進める上でさらに職員の負担になるとの懸念もされるところであります。見直しによる事務事業の廃止だけでなく、事務のあり方について徹底した簡素化が重要かと思えます。そこで、本庁が地方分権社会を力強く生き抜き、暮らしやすさ日本一の社会を実現していくには、限りある資源と人材を最大限に活用することが必要だと思います。そのためには行政システムの改革をさらに進めていくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

小松知事政策局長 委員から御指摘のありましたように、行政改革というのは続けていくというのが大事であるということでございます、同感でございます。財政環境が非常に厳しさを増している中で、新たな行政ニーズに対応するための財源を確保するとともに、業務量の削減を通じまして行政組織のさらなるスリム化を進め、事務事業の見直しを強力に推進することが重要だと考えております。また、あわせて、先ほどお話にもありましたように指定管理者制度や外部委託、また、NPO、ボランティア等の協働の導入などにも目を向けまして、さまざまな創意と工夫を重ねながら、改革・改善を進めていくことも大切だと考えております。こうした取り組みによりまして、今後とも限られた財源、人的資源の中で、県民の皆様にとって真に必要な施策、事業の重点化を図りまして、より効率的で質の高い行政サービスの提供に努めていきたいと考えております。

望月副委員長 ありがとうございます。本年度の当初予算編成の中で388件の事務事業の見直しにより、22億5,000万円余りの効果額を算定しております。そのうち廃止した事業が248件、額にして19億円余りに上っており、県民サービスへの影響が出ているのではないかと危惧するところでもあります。そこで、事務事業の見直しについては行政評価を通じて事業を推進し実施す

ると考えますが、こういった観点で廃止事業を決定しているのか、また、事業の廃止によって県民サービスへの影響は、どのように影響するのかお尋ねをいたします。

小松知事政策局長 今年度、平成20年度の行政評価におきましては、事務事業の自主点検シートというものを導入しております。いわば自己評価の仕組みでございますけれども、このシートにおきましては実施をしました年度において、どれくらい活動量があったのか、あるいは事業を実施したことによって、どれくらいの成果が上がったのかといった観点から、事務事業の見直しの必要性を検証しております。そうした上で廃止される事業は、1つには当初の目的を達成し一定の役割を終えた事業、1つには制度改正に伴い廃止すべき事業、そのほか新しい事業との優先度の兼ね合いから、廃止をする事業など等々ございますが、いずれの廃止の場合におきましても、事業廃止によって県民生活に影響がないよう十分配慮し、検討した上で決定をしているところでございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、財源や人員が限られている中で、県民にとって真に必要な事業の選別と重点化を行いまして、県民の満足度や利便性が向上するよう今後とも努めてまいります。

望月副委員長 事務処理の簡素化についても基本的な方針、さらにその取り組みについてお聞かせいただきたいと思えます。

小松知事政策局長 事務処理の簡素化・効率化につきまして、これにつきましてはそれぞれの職員がそれぞれの職場におきまして、日ごろから取り組みに努めているところでございます。基本方針ということでございますけれども、特にそのことに限っての基本方針というのを、県の方では立てているわけではございませんが、行政改革大綱におきまして全庁的に業務改善を推進することとしておりまして、それを改革項目の1つに挙げております。あえて言えばそれが基本方針かなと考えております。

それから、取り組みについてという御質問ございましたけれども、本年度は各部局の次長クラスで構成をします業務改善委員会を設けまして、各職員や所属単位の業務改善を促しまして、改善に向けた提案を職員ポータルシステムによりまして、全庁で共有にできるように取り組むとともに、優秀な改善事例への周知を行うこととしたところであります。また、特に事務処理ミスの防止の対応に当たりまして、各所属において業務のチェック体制を確認いたしまして、事務処理の簡素化などの観点からも業務の総点検を行い、事務処理の効率的な執行に努めております。取り組み状況という御質問の内容は以上でございます。

（今後の道路整備について）

望月副委員長 ありがとうございます。

それでは、通告の2番目、今後の道路整備についてであります。初めに私の地元で期待の大きい西関東連絡道路の山梨市万力以北の延伸についてお伺いをいたします。9月の定例会の代表質問でも申し上げましたとおり、既に供用されている新山梨環状道路や西関東連絡道路の一部区間においては、安全で安心して走れる道路として大きな整備効果が得られており、発生が懸念される東海地震などの自然災害に備えるためにも、幹線ネットワークの確立が急がれているところであります。そこで、今月13日に決定がなされていた延伸区間の建設の内示がされたと聞き、大変安心しているところで

もあります。そこで、まず幹線道路ネットワークを形成する西関東連絡道路の延伸について、今後の見通しについてお伺いいたします。

下田県土整備部長　西関東連絡道路は委員御指摘のとおり、非常に幹線道路ネットワークの一部をなす重要な道路だと認識しております。そういった意味で、実は今年度当初に万力から北の4キロ区間につきましては、事業採択を受ける予定で準備は整えておいたわけでございますけれども、その後のいろいろな道路関係の議論の中でおくれてきております。ようやく先週内示をいただきまして、本年度の事業費として3億3,000万円の配分を受けたところでございます。基本的には事業化になりましたので、今後は速やかに事業に向けて歩を進めていくということでございますけれども、来週には用地の測量とか、調査に入っていくための同意も得なければいけませんので、来週には地元の方に説明会に入りたいと思います。それを受けて用地買収ですとか、その前に測量とか調査もありますけれども、そういったものを鋭意進めてまいりたいと考えております。

望月副委員長　ありがとうございます。地元の方々とともに事業の遂行に協力し、一日も早い完成を願っているところであります。

次に、道路特定財源の一般財源化への影響についてお尋ねをいたします。昭和29年、このときに始まった道路特定財源制度が、55年の歴史に終止符を打ちました。この制度が廃止され来年度から一般財源化されることから、その影響が懸念されるところであります。国の来年度予算を見ると、揮発油税を充てた地方道路整備臨時交付金が廃止をされました。そして、新たに地域活力基盤創造交付金が9,400億円創設され、そのうちの8,000億円を道路整備に充てると、そして、1,400億円は道路関連のソフト事業に充てるといふふうになっております。本県の状況を見ますと、公共事業の計画的な削減を進める中で、先に述べた西関東連絡道路や新山梨環状道路、中部横断自動車道の整備、そしてそれらの関連道路の整備、そして加えて電線類の地中化、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、道路整備に多くの課題が山積をしております。当面はソフト事業に取り組む余裕はないものと思います。そこで、県では地域活力基盤創造交付金について、どのような用途を考えているのか、ソフト事業を実施するのか、もしするとすればどのような分野に取り組むのか御所見をお尋ねいたします。

下田県土整備部長　来年度からの地域活力基盤創造交付金でございますけれども、今年度までの地方道路整備臨時交付金にかわるもの、基本的にはそれにかわるものという認識がございます。したがって、中身は道路整備、それから、額がふえますことと用途を拡大するというところで、その用途の拡大の中でソフト事業、あるいは道路に関連するハード、そういったものに拡大されると理解しているわけでございますが、現在、要綱といいますが、実施の要綱を具体的に例えばどのようなソフト事業に対してこの交付金が充てられるのか、こういったようなことを示す具体的な要綱はまだ示されておりません。実は今年度中には国の方で示すということ聞いております。また、9,400億という額になりますけれども、その中でソフトとハードを幾らで境目をつけるといったようなことも、かつてはそういう報道もされましたが、現時点ではそういう考えがちょっとないようなことも聞いておりますので、9,400億の中で必要な道路のハード、ソフトに充当されるものだと思っています。

そういう意味で、具体的に山梨県として現時点で具体的なソフト事業を、

予算要求しているわけではございませんが、知事会等を通じてこの新しい制度ができるに当たりましては、こういったソフト事業に使ったらいいのではないかと、使ってほしいという要望は出しております。その中では橋梁等の公共施設の長寿命化の計画を策定しております。その中で調査をこれから単費でやる必要があるのですが、そこに充当できないかとか、あるいは観光地におきますマイカー規制のための手当てとか、そういったことに使えないかという要望はさせていただいております。新しい交付金の要綱ができましたら予算補助事業等の内示の状況を見ながら、山梨県にとって必要なハード、ソフトを分け隔てなく、必要なものを要求していきたいと考えております。

望月副委員長

山梨県のまだ道路事情がそれほど整備されてないという形の中で、ソフトに回す分はないのではないかと私は思っているのですけれども、できることならば県に配分された全額をやはり道路事業の方に、使っていただきたいというお願いであります。

次に、直轄事業費、それから、補助事業費の大幅な削減、この影響についてお伺いをいたします。国の来年度予算の中で危惧される点は、総枠では昨年度よりも上回っているという報告もされているわけでありましてけれども、一般財源化に伴う道路予算の構成変化というのですか、そういったものが変わってきて、国の直轄事業費が対前年度比で11.7%の減になっており、1兆1,726億円と大きく減少している。それから、補助事業に至っては34.7%の減額ということで、3,645億円しかありません。改めて申し上げますが、本県の直轄事業というのは中部横断自動車道の直轄施工区間、そして新山梨環状道路の北部区間、そして国道20号線、国道139号線、それから、静岡県の区間ではありますけれども、山梨県と結びついている国道138号線、この整備が直轄事業であります。本県がこれから発展していくために、欠くことのできない事業と私はとらえております。これらの道路整備がおくれることがあってはいけない、こんな思いであります。

また、補助事業についても同様でありまして、新山梨環状道路の南部・東部区間、それから、先ほど話をしました西関東連絡道路、これの山梨市万力以北の延伸など地域高規格道路や防災事業、それから、交通安全事業、こういったものが補助事業であります。多くの事業を進めていく中で34.7%の減少は、致命的な打撃だと考えますが、どんなふうにかお聞きをしたいと思っております。さらに、現に来年度県予算を見ますと、補助事業については公共事業削減の中にあって、20年度当初比で97.2%を計上しております。一方、県土整備部所管の国直轄事業負担金は、道路以外の事業も含んでいるとは思いますが、112.3%と大幅に増加をしております。そこで、国の来年度予算をどのように分析しておられるか、また、本県の来年度の直轄事業・補助事業の執行への影響を、どのように考えているのかお聞きをいたします。

下田県土整備部長

まず来年度の直轄事業、補助事業を含めた予算の状況でございますけれども、道路に関係する全国の予算をとりあえず申し上げますと、全国の道路予算の中で地方に配分されます予算といたしますと、先ほど来出ております9,400億の地域活力基盤創造交付金も含めると、平成20年度に比べますと-3.9%といった状況でございます。一方、御指摘のとおり、国直轄事業費は当然国費ですけれども、1,500億程度減少の11.7%減という状況になっております。また、補助事業の関係をちょっと分析いたしますと、確かに34.7%減少しておるわけですのでございますけれども、現行の道路整

備臨時交付金が6,800億ちょっとございますので、9,400億が入ると入れかわるという考えをすれば、地方に配分されるべき道路関係の予算は600億程度増える、すなわち5%強の増加である、これが実態だろうと考えております。

それから、補助事業と交付金、本年度もそれぞれ補助事業でやるもの、交付金でやるもの、あるいは併用してやるものといろいろ工夫をしながら、なるべく事業費がふえるように工夫しながらやっていますので、引き続き来年度もそういった工夫をしていくということでございますし、確かに中部横断自動車道ですとか、新山梨環状の北部区間の直轄事業の部分が、直轄事業全体がかなり減っているということで、進捗が危惧されるところでございますけれども、県として非常に重要視しているものでございますし、その点は国の方も御理解いただいていると思いますので、具体的な幾ら配分するというのは、補助も直轄もまだ明らかになっておりませんので、今後、それが明らかになれば重要性を含め、また国の方にも積極的に働きかけをしていきたいと考えてございます。

望月副委員長

最後になりますが、今後の道路整備方針についてであります。県では山梨のみちづくりビジョン、第二次山梨県社会資本整備重点計画等々パブリックコメントを実施したり、こうして道路に関する長・中期的道路の策定に当たっているわけでありましてけれども、この中で今後の道路整備方針について幾つかお伺いをいたします。

1つ目は、こうした計画において特にどのような点に重点的に取り組んでいくのか。2点目は、行革大綱に基づき公共事業の計画的削減を進めている中で、こうした計画を実施していく事業費についてどのように考えているのか。3点目は、計画どおりに道路事業が実施された場合、どのような成果を目指しているのか、主なものについてお伺いします。以上3点について御所見を伺った上で、最後に今後の道路整備に向けた知事の御決意を伺いたいと思います。以上で質問を終わります。

横内知事

委員の御指摘のように、山梨のみちづくりビジョンというものをつくりまして、今後10年間の山梨における道路整備の基本的な方針というものを、確立をしていくということにしているところであります。御質問が幾つかございましたけれども、まず第1点目に、重点的に取り組むべきことはどういうことかという御質問であります。重点的に取り組むべきことの第1点目として、私としてはやっぱり県外と山梨との間の交通の流れを、円滑化するための高速道路網等の整備というものが第1の柱でございます。山梨県のように回りが山で囲まれている県の場合には、外との交通のパイプが開かれるかどうかというのが、この山梨の発展にとって大変に大事でございます。過去の歴史の例を見ましても、昭和33年に新笹子トンネルが開通をして、東京への時間距離が大幅に短縮した。それに伴って従来桑畑であった地域が一面の果樹園に転換をして、農業が大いに発展をしたわけでありまして、また、昭和五十五、六年ごろに中央道がずっと延伸をしてきて、それに伴っていわゆる先端的な電子機械産業、内陸型の工業が山梨県に立地して、山梨の経済水準が大幅に高まったわけでありまして。

そのように山梨の場合には、外とのパイプがきちっと開かれているかどうか、活力活性化のために大きな条件になると考えているものですから、そういうことを申し上げるわけでありまして。具体的には山梨は東海道ベルト地帯と比較的近いにもかかわらず、いざ甲府から静岡まで行くとなると2時間

ぐらいかかってしまう。52号線が線形がよくないということと、同時に雨が降ればストップをするということがあるわけでありまして。したがって、中部横断道の整備というものは、これは何としても促進をしていかなければならない。10年以内にはこれは開通をしていかなければなりませんし、また、中央道も山梨の方は3車線でいいわけでありましてけれども、県境のところ非常にボトルネックになっております。とりわけ東京都・神奈川県の間である小仏トンネル、ここは恒常的な特に土日の午後などは渋滞を来たしております、首都圏における高速道路の渋滞区間としては、最も渋滞をしている区間だと言われております。よく東京の人なんかに会いますと、山梨もいいけれども、どうも帰りの時間がはかれなくて、おっくうになるのだよということをよく言いますが、やはり県境の地域でのそういう渋滞というものが観光面だとか、あるいは企業誘致という面でも大きなマイナスになっていると考えるものですから、やはり県境区間における中央道の渋滞解消対策というものが非常に大事だと思います。

また、富士五湖地域では、御承知のように東富士五湖道路ができていますけれども、これが静岡県の須走で一般道路の138号につながっている。自動車専用道路で延びていないものですから、この区間で非常に観光シーズンなんかには渋滞が発生して、ボトルネックになっているのがあります。したがって、東富士五湖道路を延伸して、自動車専用道路になると思いますがけれども、十数年後には御殿場から東の方に第2東名道路が延びてきますから、そのときにはそれに直接ドッキングするような形で整備をしていかなければならない。これは既に調査が始まっております、ただ山梨の区間ではなくて静岡の区間でありますから、国が直轄で施工しますが、静岡県が直轄負担金を払わなければいけないわけです。そんなことがあっておくれたんですけれども、静岡県知事はその点のところは非常に理解をして、これは必要な道路だから我々として直轄負担金を払っても、整備をしますと言っておりますので、我々としてそういう静岡県の姿勢を多としているところであります。そういった山梨県と県外とを結ぶ交通のパイプとなるような高速道路網の整備というのが、やはり第1の課題であろうと思います。

それから、2点目が、県内ではやはり新山梨環状道路とか、西関東連絡道路といった幹線道路の整備が2番目の課題であります。3点目としては、橋梁の耐震補強とか、大雨のときの孤立化を防止するような防災対策がございます。それから、さらに4点目として、市街地などにおいては歩道の整備を初めとするバリアフリー化を推進をするということとか、あるいは電線の地中化による景観対策、そういうことを含めて安全・安心な道路整備を進めていくということが、山梨の今後のみちづくりの課題になると思っております。

2点目の御質問として、厳しい財政状況の中で今後の事業費はどうかという御指摘であります。確かにおっしゃるように財政状況は厳しいわけでありまして、また同時に県債残高、県の借金残高を削減してほしいという、やはり県民の大方の要望がありますから、県債残高は削減を今後ともしていかなければならない。そうすると、やはり公共事業も今後とも抑制基調で運用していかざるを得ないわけでありまして。そういう意味で、道路整備に充てる財源は厳しいわけでありましてけれども、そういう中であって1点目は、事業の選別、重点化を図るということ、それから、コストをできるだけ縮減をしていく、そういうことによって能率的に道路整備を進めていくということが大事だと思います。

それから、2点目は、やはり国の有利な補助制度とか交付金とか、有利な

お金をとってくるということが大事でありまして、そうすればその分だけ県民負担を少なくしながら、同じ事業量を確保できるわけですから、国の有利な補助金をいろんな方法で獲得をしていくということが大事だろうと思います。そうすることによって、限られた財源の中でも、できるだけ事業量を確保していきたいと考えております。

3点目に、10年間の整備をしたその成果でありますけれども、いろいろありますが一例を申しますと、中部横断自動車道が完成をすれば、従来2時間以上かかっていた中京圏が2時間圏内に入ることになりまして、とりわけ静岡県の西部、浜松地域ですね、あるいは愛知県の三河地域、さらには名古屋と、そういうところが2時間圏内に入ることによって、あの辺は自動車を初めとしてかなりの経済的に高い、自動車は最近だめになりましたけれども、かなりの先端産業もありますから、山梨に対する効果は非常に大きいものと考えております。そんな方針で今後の道路整備を進めていくわけでありまして、何といたっても道路は地域づくりの最も根幹的な基盤施設であり、最も重要な社会資本でありますので、厳しい財政の中ではありますけれども、同時にまた県民のニーズも高い施設でありますから、着実に整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

望月副委員長

時間ですのでこれで失礼します。ありがとうございました。

（富士北麓国際交流ゾーン構想について）

渡辺委員

質問させていただきます。県庁に通うルートに幾つかあるわけですが、きょうは甲府南インターでおいて県庁に向かいました。途中遠光寺というお寺があるわけですが、あそこの庭にモクレンが満開で咲いておりまして、春はありがたいな、そんな思いをしながら来たところでございます。非常に厳しい状況でありますけれども、今回の案件の中から私なりに山梨の未来に光を差す、希望あふれる予算、そうしたところで3提案で質問させていただきます。勝手に山梨に春を呼ぶ3点セットというところでお伺いしていきたいと思っております。

最初に、富士北麓の国際交流ゾーン構想についてお伺いします。これは、最初、知事にお伺いしたいと思っておりますけれども、思い起こせば2年ぐらい前になりますか、この場所で当時顧問されておりました柿澤弘治さんのお話を伺ったことがあります。そのときにグロウ管というお話をされまして、そして、その後、富士ハイランドリゾートで国際シンポジウムの話があったとき、当時、渡辺美智雄外務大臣の政務次官をしていてリビアへ行った。そして、その砂漠の国リビアのカダフィー大佐に会ったときに、富士山を知っていた、しかも富士山に靈感を感じると、大変印象深い話をされたわけですが、そうした中で山梨は日本のスイスとなり得る資質を持っていると、そのようなお話もされたわけでございます。非常にうれしいありがたいお話かと思っておりましたが、国におきまして2006年度に国際会議開催誘致推進国際交流拡大プログラムというものを国家戦略として立ち上げ、日本で国際会議を開いていこうという動きがあるわけですが、その中でやはりスイスという国を非常に重きを置いている。人口わずか750万、日本の九州ぐらいの広さしかない。それでいてGDPいわゆる国内総生産国民一人あたりはアメリカも日本も抜いているという大変すばらしい国である。

そうしたことを踏まえながら2つの大きな国の目標があった。1つは日本をアジアと世界のかけ橋、もう一つは世界の中における日本の立場を有利にしていこうという考え方の中で、国際交流というものを踏まえ国際会議を推

進していく、こうしたことで動いているわけですが、図らずも本県におきましてここで国際交流に向けた取り組みをしているわけです。そういう意味におきましては、本当に山梨の位置づけというのは富士山という大自然の中で、非常にいいものを持っているのだろう。この平成21年度の国際交流ゾーンの構想策定、こうしたことも視野に入っているわけですが、この策定に当たっての知事のご見解をまずは伺いたいと思います。

横内知事

委員からの御指摘がありましたように、富士山、そしてその北麓の富士五湖を中心とする地域というのは、これはもう国際的にも有数の観光地になり得る資格を持っている地域だと思うわけでありまして、私どもが東アジアでありますけれども、アジア各地に行っても富士山というものに対する中国人初めアジア人の知名度と、そして関心の高さは大変なものがあるわけでありまして、我々が考えている以上に富士山というものが、世界の中で高く評価をされているということを感じたいと思います。そういう中で、現在、地元の市町村と一緒に富士山世界文化遺産登録の努力をしているところでありますけれども、私はその世界文化遺産登録は何としても実現をすると同時に、そうすれば当然知名度が一段と高まって、そして当然世界各地から観光客が来るでありましょうけれども、それが結果的に安手の観光地になるようでは、端的に言うと富士山に申しわけないと思うわけでありまして、ぜひあの地域にふさわしい国際的に指折りの交流ゾーンに、我々としては整備をしていかなければならない。それが地元に住む我々の責務ではないかというぐらいの思いで、富士北麓国際交流ゾーン構想というものを、ぜひ策定しようではないかという提案をいたしまして、幸い地元の市町村の皆様方も快く、非常に熱気を持って賛同していただいて、今年度富士北麓国際交流ゾーン構想連絡協議会というものを開催し、議論をしているところでございます。

いろんな議論がありまして、来年度によいよ本格的に策定をしていくことになるわけでありまして、そういう中で地元の皆さんからは、コンベンションビューローという大いに国際会議、あるいは最近ではMICEなどといった、ビジネス客を呼び込むミーティングだとか、インセンティブと言われる、言ってみれば視察旅行だとか、あるいはコンベンション、これは国際会議、それから、イベント、そういうもので広くビジネス観光客を呼び込もうじゃないかということもございまして、コンベンションビューローみたいなものを、かつて富士吉田市にあったわけでありまして、それをもう一回復活をさせて再生をさせて、しっかりしたものをつくっていかうじゃないかという動きも出てきておりまして、大変に心強いことだと思っております。来年度によいよ国際交流ゾーン構想策定委員会というものを設置して、市町村はもちろんのこと、学識経験者、そして地域の有識者の皆さん方も参加をいただいて、本格的な構想づくりに入るわけでありまして、ぜひしっかりしたものをつくって、同時に県としてもその実現に向けて地元と一緒に取り組んでいきたい。繰り返しになりますが、世界でも指折りの国際的なグレードの高い地域になるように、努力をしていきたいと思っております。

渡辺委員

大変に夢のあるお話しいただきましてありがとうございました。そこで、検討委員会をこれからつくっていくということでございますけれども、やはりグローバルな視野・観点、そうしたものから見ていくことが非常に大事だなと思うのですが、気になる構成、委員会はどのような方々でされるのかお伺いしたいと思います。

小松知事政策局長 来年度の策定委員会の委員についてでございますけれども、委員の構成は学識経験者、それから、経済団体の代表者、それから、地元の市長村長等二十数名程度を予定しております。加えまして、委員、ただいま御指摘をいただきましたように、グローバルな視野からこの地域の特性を生かすことが必要ということでございますので、私どもそのように考えておりまして、国際交流とか地域振興等にすぐれた見識を有する方に、アドバイザーをお願いする予定となっております。来年度でございますから、具体的にこの方がというのは申し上げられないのですけれども、本年度の協議会におきましても、元外交官であります日本政府観光局の理事さんとか、あるいは日本コンベンション事業協会の事務局長さんとかに、アドバイザーを務めていただきましたので、そういった方々をアドバイザーとしてお招きをしたいと考えております。

渡辺委員 期待の持てる構成員かなと思いますけれども、さらなる検討をお願いしたいと思います。そこで、構成員ができた、理念をつくられていく、しかし、考え方だけでは国際コンベンションは前へ進まないわけですけれども、もう一つ、構想と同時に誘致体制の整備が非常に大事になってきますが、本当に富士北麓地帯が国際交流ゾーン、名実ともに一級のこうした地域になっていくためには、地元の体制も非常に大事かと思いますが、この辺についてはいかがお考えですか。

小松知事政策局長 ただいまも委員御指摘いただきましたように、国際コンベンション等の誘致を行うには誘致の主体となる、先ほど知事も申し上げましたけれども、コンベンション誘致推進機関、いわゆるコンベンションビューローが必要だと考えています。今年度の協議会の席上でもこういった趣旨からコンベンションビューローの設立、あるいはかつてありましたので、その再編につきまして構想策定と同時並行で準備を進めまして、平成22年度中の設立または再編を目標とするということで、地元の合意が得られたところでございます。このコンベンションビューローの設立または再編につきまして、地域が積極的に取り組みを行うという合意を得たことにつきましては、大いに評価をさせていただいております。県としても地域の特性を生かした振興が図れるように、大いにお手伝いをしていきたいと考えております。

渡辺委員 このコンベンションビューローについては、先ほど知事も言われておりましたが大事な存在である。しかしながら、これは実際立ち上がって稼動していくにはやはり時間も必要でありますし、応援も必要でございます。そこで、新設された観光推進機構というものも、これから実際に前線で活躍してくようございませうが、こうしたところの連携、支援が大事かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

小松知事政策局長 全国的に成果を上げておりますコンベンションビューローにつきましては、地域みずからが1つには、地域の特性を生かしたコンセプトをしっかりと定めている。それから、先ほど知事も申し上げましたけれども、民間企業の研修から国際会議まで多岐にわたるMICEのうち、いかなる規模、どういった種類のことを誘致するか、言うならばターゲットを決めている。この2点が重要でありまして、成功事例ですとこうした上で誘致を行っているところが成功していると伺っております。そこで、県といたしましては来年度

開催いたします国際交流ゾーン構想策定委員会におきまして、富士北麓の強みを生かせるコンセプトやMICEなどにつきまして活発な議論がなされ、コンベンションビューローを含めて地域が一体となって進める構想が策定されるよう、助言等を行ってまいりたいと考えております。また、地域でのコンベンションビューローを支援するために、新たに設立されます山梨観光推進機構や大学・研究機関、先ほど申し上げました日本政府観光局などと連携をいたしまして、国際会議やアフターコンベンションなどに関する情報を収集するとともに、国内外への情報発信を行い、積極的に誘致活動を促進したいと考えております。

渡辺委員

ありがとうございます。先ほど知事が言っておりましたけれども、同じ観光客でも安いお客じゃなくて、グレードのいいというお話をいただきました。特に国際会議に出てくるお客さんといいますか、人たちはトップの消費をしていると。一説には1人7万とか8万と、あるいはこの間新聞に出ておりましたけれども、我が国の麻生首相は1回行くたびに1億円とか、大変な費用を伴うわけでございますが、非常に地域振興、こうしたことからいっても大事な政策であろうかと思っておりますので、なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

（やまなし観光推進機構について）

続いて、観光推進機構が登場したところでございますが、山梨の観光推進機構について引き続き質問していきたいと思っております。観光部ができてはや5年ということでございますが、その前年の9月、ちょうど小泉総理のときに観光立国ビジットジャパンということで、観光立国宣言をされたんですけども、そのときに観光状態というのは世界で34番目という低さでありました。以来、山梨県もいち早く観光部を立ち上げ、今日に至ったという経緯の中でいろいろな政策を展開してまいりました。記憶に新しいところではNHKの大河ドラマ「風林火山」、あるいはデスティネーションキャンペーン等を含めながら、地域発の観光政策を観光部が主体となって取り組んできて成果も上げてきた。しかしながら、昨年8月から急激に冷え込みまして、世界同時不況という中で国際観光ということからも、あるいは県内の観光のかけりが見えてまいりました。そうしたときに、さっそうとこの観光推進機構が登場して、山梨観光をリードしていくような雰囲気の中で予算が盛られたわけでございます。

そこで、やまなし観光推進機構が設立された目的ですね、観光部がある、観光推進機構がある、どのような働きをしていくのか、なかなか私たちにしてみればわかりづらいわけですけども、この観光推進機構はどういう働きをしていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

進藤観光部長

観光客のニーズが多様化・高度化する中で、これまでの観光にとらわれない新しい観光の提案とか、情報発信が求められてきている。このような中で本県の観光と物産の競争力を強化していくためには、県、それから、市町村、さらに観光事業者等がそれぞれの役割と責任のもとに広範に連携をして、効果的かつ効果的に観光に関する施策や事業を、推進していくことが重要だと考えております。このため産学官オール山梨の力を結集いたしまして、やまなし観光推進機構をこの4月に設立するという運びでございます。

観光推進機構の本県の観光振興の中で果たす役割、県との役割分担というお尋ねですけども、観光推進機構は国内外の観光客の誘致、それから、県

製品の販売力強化を図る事業を戦略的に推進し、スピーディーにしかもフレキシブルに対応ができる、そういうことをやっていきたい。事業推進に当たりましては産学官のそれぞれの持つ役割と連携し、実効性のある手法を取り入れてやっていきたいと思っております。具体的に例えば観光宣伝を例に挙げますと、機構ではマーケティング等の専門的観点から対象や時期、誘客方法等を勘案して観光キャンペーンを実施する。県や市町村などの行政はそれに対して経費の負担であるとか、JR等との連携促進、トップセールスなど、キャンペーンの効果が上がるよう支援を行う。バックアップしていくということで、機構と行政、観光事業者等がそれぞれの役割と連携を持ち合いながら、連携協力して観光振興・物産振興を図っていききたいと考えております。

渡辺委員

新しい観光客のニーズをとらえながら、産学官も連携して本県観光の振興を図る、このような御答弁でございましたけれども、気になるのは観光推進機構の組織、どのような方々がいるのか、その体制、これについて伺うと同時に、もっとわかりやすく事業ですね、どんなことをしていくのか、その辺をお伺いしたいと思っております。

進藤観光部長

新しいやまなし観光推進機構の組織ですけれども、まず会員で構成する総会、それから、経営をつかさどる理事会、さらに業務を具体的に執行している事務局、この3部構成を基本に置いております。理事会の体制はスリムなものとして、観光振興を担う産学官の代表者で構成をしまして、機動的かつ戦略的な事業展開ができるようにしていきたいと思っております。会員の総力を結集するという姿勢がございますので、幾つかの事業ごとに部会を設けまして、それぞれのテーマごとに事業執行の際、部会に参加していただいて観光振興を運営参加したと、このような仕組みを考えている。事務局ですけれども、常勤の理事長を置きます。さらに理事長を補佐する専務理事を配置するとともに、営業全般を取り仕切る営業本部長を置く。さらに組織としましては2つの事業部ということで、観光物産振興事業部と観光物産販売促進事業部、この2つの事業部制にいたしまして意思決定の迅速化とか、責任の明確化といったことをしっかり図っていききたいと思っております。

人員体制ですけれども、プロパーの職員のほかに県からの派遣職員、それから、主要観光地を有する市町村、具体的には笛吹市と富士河口湖町から派遣。また、今回の機構というのは民間の自由な発想を活用していくということで、大手旅行会社 JTBと日本旅行から派遣元負担で職員を送り込んでもらう。さらに県内の地元企業ということで、富士急行と山梨中央銀行からも職員を送り込んでいただくということになっています。これに加えて、海外への情報発信や海外のプロモーション、こういった業務を効果的に行っていくために国際交流協会、国際交流員の外国人スタッフといった者も配置するというので、全体としての職員は今26人の予定でスタートをさせていただきたいと思っております。

具体的に新しい観光推進機構では、新しくどのような業務・事業をやるのかというお尋ねがございました。時代のニーズに合致した新しい取り組みとしまして幾つかございますけれども、代表的なものとしたしまして、まず1つは、観光地の魅力向上を図る地域発の旅行商品の造成・販売事業、今いわゆる着地型の観光と言われておりますけれども、地域から発信する地域のオリジナリティーを、商品化して売っていくといった事業。2つ目としたしまして、先ほど来話が出ておりますけれども、ウイークデイやオフシーズン、年間を通して誘客を図ることができる国際会議や学会、企業の研修や報奨旅行、

こういった新しい切り口の団体旅行を誘致する。通称MICEと言われているものということでございます。さらに大学と連携をいたしまして、県民や在住外国人等に県内観光の魅力の浸透や、旅行企画の能力の習得を図る観光人材の育成事業、さらに観光客や首都圏のバイヤー等に県産品の浸透を図る物産販売事業、こういったものをしっかりやっていきたいと考えております。

渡辺委員

それで、今、御答弁いただいた中で幾つか言われましたが、着地型観光商品の造成、それから、販売事業ということも、今、御答弁ありましたけれども、これについては国の観光局が昨年10月観光庁に昇格した。そうした流れの中で富士山・富士五湖観光圏というのが認定になった。これは全国16カ所が候補になったということでございますけれども、ここはやはり地域で出した観光商品を、どのようにしてお客のニーズとともにタイアップしながら、新しい観光をつくっていくかということで創設されたわけですが、そうした一環事業の中に勝沼で2008年、ワインツーリズムが地域発の事業として行われた。東京圏から多くのお客が来たということで、1つの成果が出た事例でもございますけれども、そこで地域発の旅行商品、こうしたことには地域の人たちがやはり中心になって、進めていかなければならないということですが、山中湖の忍野村で商工会も中心になって、これは国の商工会の育成事業の中の補助金を使いながら、しかもあそこに多くの遊休している宿泊施設がある。こうしたものを利用できないかなという思いの中で、いろいろ取り組んでいるということ聞いております。そうしたことを踏まえながら、地域発のいわゆる着地型観光商品にはどのようなものがあるのか、今、推進機構として考えているものがありましたら、具体案を教えてくださいなと思うのですが。

進藤観光部長

今お話がありましたように、やっぱり地域ならではの、地域に根差した旅行商品というのは、これからは大事になってくると思います。観光客のニーズというのは非常に多様化・高度化していく中で、平たく言えば、中央発のお仕着せの旅行商品というのはもう飽きられていて、こういった中で地域ならではの観光素材を活用した地域発の旅行商品、いわゆる着地型の旅行商品というのが、これからは非常に大事になるということでございます。具体的に例えば先ほどワインツーリズムの話もございましたけれども、地域の歴史や文化などをテーマにしたガイドツアーや、環境や産業などの社会的テーマを考えるツアー、エコツーリズムというものもここに入ると思います。それから、農林家の体験ということでグリーンツーリズムと言われるこういった体験ツアー、地域で企画しなければ参加・体験できないような旅行商品、まさに地域のオリジナリティーというものを、どのように磨き上げていくかということになるかと思っております。

山梨県におきましては、今年度、着地型観光研究会というものを設けまして、NPOや観光事業者、県も入りましていろんな勉強会をやってまいりました。そういった中で専門家による講演や事例研究、商品造成の演習といったことをやって、旅行商品づくりの準備を進めてまいりました。観光推進機構ではこれをさらに発展させて、機構の会員もメンバーに入れる中で、新しく着地型推進のための会議を設けまして、情報の交換や連携の強化、それから、地域発の旅行商品造成のノウハウを習得するためのワークショップといったことをやって、着地型旅行商品の造成、商品づくりをまずしたいということです。

もう一つは、新しい機構がみずから第2種の旅行業の資格をとる。登録を

受けてホームページ等で旅行商品を販売するとか、大手観光旅行会社の旅行商品に登録するであるとか、旅行会社へ売り込みにいくとかいうことで、地域で造成された着地型の観光商品・旅行商品というのを市場へ売り出して、みずから稼ぎ出しをできるようなことを機構でやってみたいと考えております。

渡辺委員

観光推進機構の目指すものの中に、コンベンションの誘致というものがあるわけですが、山梨県には大学が12あるわけでございます。そこで学会が開かれるわけですが、実は宿泊とか、そうしたことに對して、あるいは学会終了後の観光案内、こうしたものも非常に未知数であるということで、学会を開く回数が減っている。また、企業研修ということも今1つの時代の潮流になっておるわけですが、こうしたものの受け入れ、先ほど申し上げた企業研修など、山中湖の商工会も施設を利用した企業ニーズを今一生懸命調査している。こうした流れの中で新しい団体旅行も1つの、かつては農協さんなどがのぼり立てて行ったわけですが、こうした時代のニーズが変わってきている。そうしたこともとらえながら、推進機構の役割の中でコンベンション、いわゆる団体、こうしたものの受け入れの取り組み、多分企画されていると思いますが伺いたいと思います。

進藤観光部長

今お話がありましたように観光客の旅行形態が変わる。そういった中で学会とか企業研修などの新しい団体旅行の誘致というのが、1つのこれからの大きなニーズになってくるということでございます。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、やはりウィークデイにお客さんに来てもらえるという、それから、閑散期を通じて1年じゅう需要が見込めるという客ができるということで、観光の間口を広くとらえて交流人口の増加、それから、地域の活性化ということで、この団体旅行を誘致していくということは非常に重要だと考えております。これまで首都圏の旅行会社と情報交換をする中で、東京に近くて自然が豊かな本県というのは、企業研修等の開催地として適している。企業も景気がいいときには北海道とか九州・沖縄の方まで出向いていったのですが、そういう時間や移動経費をかけなくて、同じような環境の中でいい研修、いい事業ができるというのは、山梨は適地だという評価がございまして。

唯一の課題としては、先ほどからお話をしています、やっぱり山梨ならではのメニュー、独自性というのをどういうふう提案していくかが、非常に重要になってくると思っております。昨年観光事業者等を中心としたやはりMICE研究会というのを開催して研究をしてみました。その中で地域のコーディネーターによる県内の観光素材や施設、プログラム等も組み合わせたメニューづくり、こういったものを一緒になってやってきております。観光推進機構ではこの取り組みを発展させまして、県・市町村関係団体等と連携して、施設やモデルコースを掲載した受け入れメニュー、こういったものの集大成したものをつくっていくとか、旅行会社に対して営業をする、売り込みをかけていく、こういったことをやって企業研修等の誘致をしていきたい。それから、今、委員から御指摘がございましたけれども、学会の関係がございまして。県内の大学から学会等の開催情報の提供を受けまして、開催主催者に対しまして県のPRであるとか、開催に必要な情報提供であるとか、さらに会場の設営とか、交通の手配であるとか、会場や宿泊先の確保であるとか、いろんなことを受けとめてそういったサービスが提供できるような、そういうことを一緒になってやって、学会の誘致を進めていきたいと思っております。

います。

渡辺委員

最後に知事に伺います。フランスのミシュラン・グリーンガイド・ジャパンというところに、富士山が三つ星であるということと、この地の宣伝もされております。トップセールスをされた知事は観光に対する世界の動向、あるいは富士山地域が非常に夢のある地でもあると認識もされていると思います。最後に、この地域を知事はどのように観光振興につなげていくか、その取り組みの意気込みをお伺いして終わりたいと思います。

横内知事

富士山及びその北麓地域は、現在でも我が国有数の観光地でありまして、年間1,500万人の観光客が訪れておりますし、海外の観光客も年間70万人訪れ、かなり増加をしてきておりますし、これらも恐らく海外観光客は日本のシンボルである富士山を目指して、増加をしていくものと思うわけがあります。先ほども申しましたように、この地域はそういう国際的に見ても有数な価値を持った地域でありますから、国際的な交流ゾーンとしてグレードの高い観光地に育て上げていきたいというのが、基本的な考え方でありまして。そういう中で、強いて弱みを申し上げますと、1つは、来ることは来るんですけども、滞在をしないで経過地になってしまっただけで、五合目やその周辺を見て、そのまま宿泊地は別のところへ行ってしまおうという点に弱みがあると思いますから、できるだけ宿泊滞在型の観光地になるように、整備をしていくということが大事だろうと思います。そういう意味で、先ごろ国の観光庁から富士山・富士五湖観光圏というものとして認定をされ、その計画づくりが進んでおりますけれども、そういう滞在型の観光地づくりを目指すということで、検討が行われていると聞いております。

県としてはいろいろな課題がありますけれども、1つハードの面でやはりまだこの富士五湖地域というのは、競争相手としてはやっぱり箱根なんだろうと思うんです。箱根を競争相手として考えていくわけでありまして、やっぱりまだ外とのアクセスが弱いところがありまして、先ほど望月議員からの御質問にお答えしましたように、東富士五湖道路は東名高速道路につながっていないというのが、非常にボトルネックになっているということとか、その辺を解消しなければならない。あるいは、中部横断道ができてきたときに、中部横断道の身延インターチェンジからその辺でおりて、国道300号で本栖湖へ上がってきますけれども、その300号の整備ももう少ししていけば、例えば富士山静岡空港におりた観光客が、スムーズにこの富士五湖地域へ来れるということもあります。そういったアクセスの整備というものをやっていかなければならないと思いますし、また、域内の道路網とか案内標識の整備もまた必要でありますし、それから、ある写真家が言うておりましたが、非常にいい富士山の写真スポット、観光スポットがあるけれども、それがよく電線に邪魔をされるということをおっしゃるわけでありまして、これだけの観光地でありますから、電線の地中化等を進めて、景観の整備もしていかなければならないと思うわけでありまして。

また、ソフトの面では先ほど来お話がありましたような、コンベンション誘致組織を立ち上げて、コンベンション的なものの誘致活動を促進するとか、あるいは着地型旅行商品と言われるような、地域発のエコツーリズムを初めとする多様な旅行商品を開発をし、PRをしていくということ、そういうことを通じてこの地域の観光の売り込みをしていくことが必要だと思っております。いずれにいたしましても、国内外から多くの観光客が訪れる、質の高い国際観光地を目指していきたいと思っております。

渡辺委員

3番目のクリーンエネルギーについては、次回にまた勉強して聞きたいと思います。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（ふるさと雇用再生特別基金事業費及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について）

金丸委員

予算書概要版の50ページに基づきまして、ふるさと雇用再生特別基金事業費18億4,000万円並びに緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費8億円について御質問をさせていただきたいと思います。

世界的な経済金融危機は1930年代の世界恐慌以来、最も深刻な経済状況に陥っていることは御承知のとおりでございます。国内においては急激な円高と株安のもと、世界的な景気後退による外需の減少や、物価の高どまりと家計への影響から、内需と地域経済の低迷などで実体経済に大きな打撃を及ぼし、深刻な雇用情勢となっております。今、我が国における最大の政治課題は何といっても雇用問題ではないでしょうか。解雇、雇いどめになっている派遣請負労働者の多くは、主婦パートや学生アルバイトと違って、多くはその賃金のみで生活している労働者であります。こうした労働者が労働者全体の3分の1と言われ、ワーキングプアと呼ばれる労働者もいます。今回は大不況からの解雇であるため、次の就職も困難だと先日の山日新聞の時評に、都留文大の後藤道夫教授が投稿をされておりました。

私は昨年12月に安定した雇用対策について、代表質問で取り上げさせていただき、この年度末にはさらに厳しい雇用情勢となることを想定して、万全な対策を講ずるよう提起してまいったところであります。これに対して知事は非正規雇用の正社員化、離転職者訓練、社会人としてのスキルアップ講座や企業・若者の交流会の実施、正規雇用のメリット研修や企業訪問などを通じて経済界へ働きかけて、新規雇用創出に向けた取り組みを進めていきたいと答弁をされるとともに、具体的には行動も起こしていただき、企業訪問や緊急雇用対策について実行されたところであります。

今議会では12名の方の代表・一般質問中、6人が雇用問題を取り上げられ議論されたところであります。先の厚生労働省発表のこの3月年度末の雇用情勢は、雇いどめ、首切り、全国におきまして15万8,800人、県内におきましては2,580人と、まさに過去に例のない失業者数であります。今年度末にはさらに増加すると言われ、実体の数はその倍にもなるのではないかとも言われております。本県は全国的に全国の100分の1と常に言われるわけですが、この割合で全国の15万8,800人を割り出しますと、当然のことですけれども、1,580となるわけであり、しかし本県は2,580人の解雇、首切りであり、大企業のリストラがあったわけでもないのに不思議な感じがしてなりません。どう分析されるのか知事にお尋ねをさせていただきたいと思います。

廣瀬商工労働部長

ただいまの国の調査の結果について、私の方からお答をさせていただきますが、確かに委員のおっしゃられる指摘の物差しからすれば、多いような気がするということでございますけれども、全国で派遣労働者等が製造業に従事する割合というのは24.3%となります。ところが本県の場合は、それが41%と非常に高いわけございまして、こういったことから100分の1の物差しより、多く出るという傾向があるということでございます。

金丸委員

今、山梨県は非正規の職員などが多いということで、その比率が高いという話であります。

次に、有効求人倍率との関連で全国は0.67、山梨県は0.59と発表されました。今までは暮らしやすさ日本一を目指す中で、この倍率は常に全国よりも高かったわけでありまして、また、暮らしやすさ日本一ということであれば、正規職員の拡大を図っていくということが大切ではないかと思うわけでありまして。そのことと全国よりも低い現象についてどう分析をされるのか、ここはぜひ知事にお答をいただきたいと思っております。

横内知事

確かに全国よりも有効求人倍率は本県の場合には低くなっているということは、まことに残念でありますけれども、その理由としてはやはり本県の産業構造にあると思うわけでありまして。本県の場合には機械電子産業を中心とする比較的先端的な産業に特化をしておりますけれども、その機械電子産業というものが輸出中心であったわけでありまして、今回の世界同時不況という中で輸出が大幅に減少し、自動車産業もそうでありまして、本県の機械電子産業も非常に低迷をしている、厳しい状況にあるということでありまして。そういうことから、どうしてもやはりそういう産業からの離職者というものが増加をし、他の県に比べて求職者の数が相対的に増加をしているということが、この有効求人倍率が全国に比べて低いという原因ではないかと思えます。

金丸委員

お答えいただきまして、知事の掲げる暮らしやすさ日本一との兼ね合いからいきますと、非正規の雇用を正規雇用にさせることによって、なお知事が掲げるその問題というのは、前進を図れるのではないかと私は思っているという意見だけ申し上げて、次に進ませていただきます。

このたび国の第2次補正による交付金を財源といたしまして、造成する基金のふるさと雇用再生特別基金46億円並びに緊急雇用創出事業臨時特別基金20億円につきましては、21年度から23年度の3年間で基金事業を行うこととして、21年度はその基金の40%に当たる18億4,000万円並びに8億円を予算化され、県と市町村が2分の1ずつ事業化することとし、1,200人の雇用創出を計画をされております。ぜひこれが成果を上げられるよう、雇用対策の一助となるよう期待するところであります。

また、県事業の求職者総合支援センター設置事業費2,400万円、いわゆる緊急雇用事業についてであります。センターの設置場所についてはぜひともわかりやすいところで、気軽に相談できる場所、さらに配置員につきましても親切丁寧に面倒見のいいカウンセラーの配置などを望むところであります。また、解雇や雇いどめに遭った人をできる限り優先的に取り扱われるよう望むところであります。そして、できるだけ早く設置されるよう望みますがお伺いをいたします。

廣瀬商工労働部長

求職者総合支援センターにつきましては、4月の早い時期に設置をしたいと考えております。担当される方々はある程度その業務に精通して、委員がおっしゃられるような面倒見のよい気の回る人ということで、今、選定を進めているところでございます。体制的には県の方で3名、それから、国の労働局の方で5名ということで、場所としては今やまなし・しごと・プラザを想定しております。

金丸委員

次に、緊急離転職者訓練事業費の1億2,200万円、国の委託についてでありますけれども、440人の訓練生（定員）で事業を計画をされております。都留と峡南の高等技術専門校と就業支援センターに振り分けて、民間事業者に委託をして訓練を行うこととしております。短期のものは3カ月、長期のものは2年の訓練期間で計画をされております。訓練期間中の雇用保険はどうなっていくのかなという思いがするわけですが、これは労働局の問題でもあろうかと思っておりますが、訓練期間中は雇用保険を適用されるよう、この機会に国にも働きかけてほしいと願うわけでございますが、いかがでございましょうか。

廣瀬商工労働部長

いわゆる職業訓練期間中の雇用保険との関係でございますけれども、訓練が修了するまで雇用保険が受けられるように、仕組みとしてはなっております。それは雇用保険の被保険者が私どもの職業訓練施設へ来た場合、国のハローワークからそういう受講指示というのが出されることが前提となりますので、2年間の受講訓練期間中、雇用保険が支給されると思っております。

金丸委員

21年度の国の補正予算の中でもこのことが議論をされているというように記憶いたしておるわけでございますけれども、全く失業保険をかけてない人でも、訓練期間中は出るという議論になっていると受けとめておるわけでございますが、この辺についてもぜひ国にそういう人たちにも、支給されるような運びの要請をしていただきたいということ、要望しておきたいと思っております。

次に、2年の訓練期間の介護福祉士養成科についてであります。今、介護福祉専門学校の一般入校が定員割れを起こしているところもあると聞いております。これとの兼ね合いで今回募集の20人の応募が、満杯になるかどうかということが心配されるわけですが、どのように思われておるのか、あわせて訓練をどこに委託をするのかということについても、明らかにしていただきたいと思います。

廣瀬商工労働部長

委員御心配の点でございますけれども、1月からスタートいたしました緊急地域雇用創出事業に基づきまして、訪問介護員2級の養成コースを今実施しております。それが1月から募集を始めまして、定員50人のところに3倍近い応募がございました。こういった点からしますと、訪問介護員の2級の養成コースと介護福祉士というのは違いますけれども、分野的に同じでございますので、養成コースにおいても一定の需要があるのではないかと踏んでおります。そういうことでございますけれども、それをどこに委託するかという点については、介護福祉関連の専門学校というのが県内に幾つかございまして、そういった民間の教育機関を今お願いをしております。

金丸委員

定員20人ということなので、専門的な学校に10人、10人ずつ振り分けるということなのか、20人そっくり入れるということなのか、そのところはどうか。

廣瀬商工労働部長

それは今募集をしておりますので、その応募状況を見ながら対応を考えていきたいと思っております。実際、今、募集の働きかけをしておりますので、具体的には優和福祉専門学校という機関に10名、帝京医療福祉専門学校という機関に10名、それぞれ振り分ける予定でございます。

金丸委員　　いずれもの訓練について修了した時点では、再就職のあっせんということについても、訓練機関でやっていただくということもあろうかと思えますけれども、県などにおいて行政機関がそうしたあっせんについて、訓練者の期待にこたえて、そういう方々を優先して再就職あっせんをしてほしいと思いますが、いかがですか。

廣瀬商工労働部長　　訓練修了後の就職ということでございますけれども、県の職業能力開発施設には巡回就職支援指導員というのがありまして、現実に訓練委託先を巡回いたしまして、就職活動といったものは助言をやっているということと、就職先の開拓そのものもやっております。こういったことで委託先の訓練機関で修了した方々についても、こういった機能がござimasるので、就職についても万全の体制を敷いていきたいと考えております。また、さらに県の福祉関係においては、福祉人材センターといったところで介護関係の求人、あるいは求職情報についての情報の提供、あるいは就職のあっせんといった取り組みを行っておりますので、あわせてこういった機能も活用していきたいと考えております。

金丸委員　　この項の最後になりますけれども、知事に伺いたいと思います。国において見直し論議がされております。日雇い派遣労働について知事の御所見をお伺いをさせていただきます。

横内知事　　ワーキングプアーだとか、ネットカフェ難民だとかいう問題が起こって社会問題になっておりますが、その多くが日雇い派遣だろうと言われておりまして、大変に大きな社会問題だと思います。ただ、本県の場合にはそういう大都市なんかと違いまして、日雇い派遣というのは調べたところ、ほとんどが学生アルバイトであるということを知っております。日雇い派遣につきましては派遣元から派遣先、双方で必要な雇用管理責任が果たされていないという問題があったり、それから、禁止されている業務に派遣をされているという例があるとか、あるいは労働災害も発生している例があるようでございまして、さまざまな問題が指摘をされておまして、これは基本的にそういう日々雇用的なものとか、あるいは30日以内の短期の雇用というものは好ましくないという前提で、日雇い派遣労働者というものは原則禁止するという趣旨の労働者派遣法の一部改正案が、現在、国会で審議中と聞いております。十分な議論な末、こうしたいろんな問題が起こらない形で、この問題が解決されるように我々としては期待をしたいと思えます。

（森林保全等を目的とした新税に関する検討事業費について）

金丸委員　　次に、当初予算概要の97ページ、森林保全等を目的とした新税に関する検討事業費についてお伺いします。検討委員会を設置して検討をするということは承知しておりますが、既に庁内検討をされているということでありますので、庁内検討状況について明らかにされたいと考えて質問をさせていただきます。これについては知事の答弁でお願いしたいと思っておりますが、知事は昨年12月議会の所信表明演説におきまして、新税の導入検討について初めて言及されたところでありまして、今議会には森林保全等を目的とした新税に関する検討事業費260万円が予算計上され、学識経験者などで構成する検討委員会を設置し、多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り、育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的取り

組みを一層進めていくための方策の1つとして、新税導入の可能性について検討すると提案しています。

この税は県民税超過課税方式による森林保全のための税として、全国的に導入されています。一番早く導入したのは高知県で、平成15年から導入され、この4月には愛知県も含め全国で30県が導入したことになるわけでございます。

（図表「森林恩恵と山を守る」のパネルを見せる）

パネルをちょっと見ていただいて、公表されているところでございますけれども、せっかくなつてまいりましたので。黄色いところが検討中というところでありまして、赤が既に導入された県で、赤の一番濃いところから税率個人均等割り1,000円、順に淡い色になってきて、800、700、500、400、300円となっているわけでございます。白地は山梨県を初め11都府県であります。去る2月16日の山梨県経済財政会議におきまして、新税導入に対して異論が相次いだと報道されています。委員から、人頭税のような形で、人数割りで課税するのは知恵のないやり方だ、まずは森林整備に幾ら必要で現状の予算で幾ら足りないのか把握すべきだ、多くの県が導入しているという理由だけでは県民は納得できないと、批判、注文が相次いだとのことであります。そこで、これらの発言に対して知事は会議でどのようにお答えになったのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

戸島森林環境部長 これは事実関係だけでございますので、私の方でお答えをさせていただきたいと思っております。先生おっしゃいましたように、会議の中では、まず各県で導入している県民税均等割りに対する超過課税方式について、単に頭割りに財源を確保するというよりも、政策目的を達成するための方法としての検討が、納める側の意識の持ちようという上で大切ではないかという意見がございました。また、そのほかにも、税の検討に当たりましては、新たな施策の内容あるいは必要性、さらにそれに要する費用についての議論が前提という御意見をいただきまして、これに対しまして、森林の保全とか低炭素社会の実現に向けた取り組みを一層推進するための方策の1つとして、新たな施策の方向性や必要性、具体的な事業の内容等も含め、明年度設置する検討委員会で議論をいただき、県としての考え方をまとめていきたいとお答えしたところでございます。以上でございます。

金丸委員 他県においては早くから導入や検討を始めたところでありまして、県土の78%を森林が占める本県で、ようやく今になって検討するということは、どういう根拠なのかお伺いします。

横内知事 本県の場合には、確かに既に三十数県が導入しているという中で、遅くなって検討するということになるわけでありまして、その理由というのは、既に本県の場合には企業局がありまして、これから毎年繰入金一般会計に入れられて、環境公益林整備支援事業というものを、森林所有者の負担なしに、本当に森林整備が必要な森林については、そういう整備手法が既にあって実施しているということがございますし、また、他県に先駆けて企業の森づくり活動というものも活発に行われているということもございまして、税を導入しなくても既に先取的にそういった施策が行われているということが、1点あったと思っております。それから、ミネラルウォーター税という議論も、非常に難しい議論としてあったということも影響しているのではないかと思います。いずれにしましても、環境やまなし創造会議で昨年議論して

いただいて、こうした新税導入の可能性を検討すべきだという御指摘がありましたので、本格的に検討をしたいということでございます。

金丸委員

私は導入することは大変いいことだと思っておりますが、いつごろを目途に結論を出すのか、今は100年に一度という未曾有の不況下にあるわけでありまして、導入の時期については、景気の回復を待って、3年後ぐらいかなという思いを持っているわけでありまして、この辺についてはいかがでしょうか。

横内知事

外部の検討委員会を明年度4月に設置させていただきたいと、そして数回会議を開催する予定でありまして、報告書は早ければ9月ごろには取りまとめられると思っております。具体的な導入の時期についてでございますけれども、委員の御指摘がありましたように、未曾有の不況の状況であり、そういう中で県民の皆様負担を求めることになるわけでありまして、県民の皆さんの十分な理解をいただくことが必要でありまして、そういった景気動向というものも考え、またこういう厳しい中での県民の思いというものもよくよく配慮しながら、実際の導入は行っていかねばならないと思っております。その辺の導入の時期等につきましても、その検討委員会の中で十分議論をし、最後は私が総合的に判断をしていきたい。その際には議会の皆様にもお諮りをしていきたいと思っております。

金丸委員

過日、県内の個人県民税を納入している人は43万7,000人、個人課税500円で2億1,850万円という試算が新聞報道されておりました。超過課税方式で幾らくらいを想定するのか、もう一つ、法人税につきまして全国的に5%とかいう賦課をしておるようですが、この辺についての基本的な考え方を披瀝してください。

戸島森林環境部長

超過課税方式で幾らくらいを想定するか、また、法人課税についてどのように考えるかという御質問でございます。まず幾らくらいを想定するかという御質問に関しましては、明年度は、検討委員会におきまして、まず森林の公益的な機能を保全していくための施策のあり方、あるいは低炭素社会実現に向けた取り組み、こうしたものについて、まず議論をしていただきたいと思いますと考えております。先ほどの経済財政会議の御意見にもありましたように、課税ありきということではなくて、どういう必要性、どういう目的でどんなことをやるべきなのかということ、まずしっかり御意見を伺う必要があるのではないかと考えております。その上で、必要となる財源の規模とか確保策について、さらに検討していただく予定でございます。現時点で具体的な事業規模を想定しているわけではございません。

2点目の法人課税でございますが、これも、県によって、30県導入している中で、29県で法人にも課税している状況でございますが、先ほど申し上げました内容と同じようなことで、まず検討委員会でのどのような事業、施策が必要かと考えていただいた上での議論になるのではないかと考えております。以上でございます。

（農業経営構造対策事業費補助金について）

金丸委員

時間がないので、今、全部、検討委員会にゆだねるという発言でありましたけれども、やっぱり基本的には庁内において一定の方向性というのが必要ではないかと、私は思っているということをおし上げて次の質問に入らせて

いただきます。

次に、当初予算概要の32ページ、農業経営構造対策事業費補助金の6億3,500万円でありますけれども、この予算につきましては、巨摩野農協の桃の共選所への投下式光センサーなどの導入事業補助金として計上されていると伺っております。今や果物は味で勝負する時代ということで、福島県におきましては、この光センサーの導入率が100%と聞いておるわけにあります。山梨県の導入率は、巨摩野農協で導入して72%と、劣っているということでありまして、既に巨摩野でも西野農協というところで導入したのがありまして、桃1キロ当たり80円～100円の価格差が出ているということでもあります。したがって、農家にとっては大きな金額であるわけでありまして、そこで農家は糖度の高い桃づくりに努力することになると思われまますけれども、そのためには、これに対応した栽培方法の指導強化が求められると思います。時間がないので2つ質問します。どのように取り込まれるのかということと、県下の共選所への導入については、生産者や農協とも協議する中で、早急に全ての農協に導入されるように願うものでありますけれども、いかがでしょうか。

遠藤農政部長

まず桃の糖度を上げる技術でございますが、これは肥料の成分であります窒素を抑制するということがまず1つの技術でございます。と申しますのは、窒素を多量に摂取しますと、どうしても枝とか葉が多量に茂る、徒長枝が発生するというので養分がとられる上に、葉が茂りますと木の中まで十分光りが届かないという状況になりますので、まず窒素を抑制して適正な樹勢、木の形にして糖度を上げると、まずこれが1点でございます。

次に、同じ文脈でございますが、果樹園の下草、普通は、草はとった方がいいというお考えの方もいらっしゃいますが、下草をあえて生やして草生栽培を行う。その早生栽培を行いますと下草が土壌中の余分な窒素成分を吸収いたしまして、結果として窒素がちょうどよくなるということで、やはりこれも糖度を上げる技術でございます。それから、堆肥を使いまして土づくりをすると、堆肥を使いまして有機窒素を施しますと、土が保水性を高めたり通気性を高めますので、これによりまして非常にいい果物ができる、糖度が上がるということが主な技術でございます。この技術につきましては、普及センターの方で、JAと連携しながらマニュアルをつくりまして普及させております。さらに今回の巨摩野の事業を受けまして、明年度は果樹技術普及センターの方で、特にJAこま野管内につきましては重点指導を行うということでございます。

もう一つの御質問いただきました、今後の光センサーの導入の見通しでございますが、やはり全国の産地間競争が厳しくなる中で、光センサーの導入というのはこれから進めていかなければいけないと考えております。20年度は、JAフルーツやまなし山梨支所、それから、農業生産法人の2カ所に光センサーを導入しております。明年度は、委員御指摘のJAこま野の方に光センサーを導入いたしまして、全体のこま野ブランドの販売促進に取り組むということで、県としても積極的に支援していく予定でございます。さらに22年度以降におきまして、まず光センサーを導入するためには、地元の関係者間においていろいろ相談していただくことが必要でございますので、そういう相談につきまして、県も積極的に指導して、今後とも県内なるべく多く光センサーを導入していこうと考えております。以上でございます。

（太陽光発電推進事業費について）

岡 委員

それでは、金丸議員に引き続きましてフォーラム政新から質問させていただきます。私は、当初予算概要の103ページ以降ほかについて質問させていただきたいと考えております。御案内のように、ことし2月にアメリカにおきましてはオバマ新大統領が就任いたしましたして、クリーンエネルギーを中心といたしましたグリーン・ニューディール政策を発表いたしましたわけでありまして。私は、山梨においても、横内知事はいよいよ2年目に入りまして積極的な対応をいたしていただいておりますわけでありまして、そういう中で、私は山梨発グリーン・ニューディール政策というような形の中で、知事には、積極的に、クリーンエネルギー問題について取り組んでいただきたいと思いますという考え方で、きょうは何点か伺わせていただきたいと思います。と存じます。

まず初めに、103ページ、米倉山のメガソーラー発電施設についてでありますけれども、これについて、私は、米倉山については積極的に利活用すべきだと、ぺんぺん草を生やしておいてはいけなないと、今まで何年か訴えてきた経過がございます。今までの中では、桜公園だとか、あるいは動物園構想だとかいう形で提案をさせていただきましたけれども、しかし、今回の、この発電施設を設置するという事について、高く評価していきたいと思うわけです。昨日も若干この構想につきましては質問もあったようでありますから、質問のないところで。私は、東電が、シャープなのかあるいは京セラなのか、どこの会社なのかわかりませんが、あるいは施設なのかわかりませんが、これについてするときに、県内の企業を、できたらぜひ、労働者を初めといたしまして、使っていただくようなことをお願いしていただきたいと思いますと思うんですが、知事さんの考え方をお聞きしておきたいと思っております。

横内知事

御指摘な点はまことにごもっともでございます。今後これをやるということになりますと、正式に協定を結んだ後に、いよいよ事業に着手することになります。土地の整備とかあるいは管理用道路、あるいは排水設備の工事だとかPR施設の設置など、いろんな事業が出てくるわけでありましてけれども、できるだけ地元企業を活用する方向で検討していくと同時に、東京電力に対しましても県内企業の活用を要請していきたいと思っております。

（住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金について）

岡 委員

ぜひよろしく願いいたします。

2点目といたしまして、98ページ、太陽光発電の問題であります。私は、今まで、3代の知事、つまり、天野知事、それから、山本知事、それから、横内知事に、やっぱり個人住宅にも積極的に太陽光発電の施設について補助金を出すべきだと訴えてまいりました。しかし、前のお二人の方にはいい回答が得られませんでした。ところが、今回初めて個人住宅に対する補助金を、上限10万円ではありますけれども、設置していただいたということについて、私は高く評価したいと考えております。そういう中で、実は、東京都においては30万円、ここにありますように、国においては、二階経済産業大臣が、日本国内のすべての屋根に設置するようにということで、上限21万円、1キロワットアワー7万円ということで三七、二十一、21万円という形で出されています。私は、そういう点で、東京都のように30万円出さなくても、できたら国くらい出していただきたいと思いますと思うわけでありまして、いかがでございますでしょうか。

戸島森林環境部長 住宅への太陽光発電設備の導入につきましては、個人でできる再生可能工

エネルギーの活用策の1つということで、全国トップクラスの日照時間を誇る本県におきましては、その導入拡大が期待できるということでございます。国におきましては、先生おっしゃいましたように、ことしの1月から住宅用太陽光発電設備の導入に対する補助を開始、また、県内におきましても11の市町村において、補助を実施しているということでございます。国においても、市町村においても、そうした拡大導入策を講じている。既にこうしたことによって、相当の負担軽減が可能であります。県においてはさらにこれに新たに新年度、こうした施策を打ち出したわけでございます。特に新築の住宅より既存の住宅の方が負担が多いということで、融資を受けて既存住宅に設備を導入する個人に対して、その利子の一部を補助するというところで、既存住宅への導入によりまして、さらなる負担軽減を図るということでございます。県としては今の段階ではこれを温暖化防止活動推進センターとか、市町村と連携しまして、制度の活用をしっかりと呼びかけて、太陽光発電設備の積極的な導入を促してまいりたいと考えて思います。

（木質バイオマス利用推進事業費について）

岡 委員

私は、既存住宅はもちろんですけれども、新築住宅へもぜひということで、東京都の場合には、例えばここにありますが、国で21万円、東京都で30万円、そして武蔵野市なんかでは27万円出してくれるわけでありまして、そういう点で積極的な対応をぜひお願いしたいと思えます。

次に、木質バイオマス、98ページでありますけれども、FSCペレットについて伺わせていただきたいと存じます。これにつきましては、県有林はすべてFSCの認証がとられているわけです。私はこのブランド製品として積極的にペレットをつくって、そして全国展開をしていくということが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

千野林務長

委員御指摘のように、県有林15万3,000ヘクタールについてFSC認証をとっております。間伐材を利用したペレットの状況なんですけれども、本県で1社が昨年からはペレットを製造しております。県有林の材を出した場合にはもう既にFSC認証ということで、ペレットの袋にもロゴマーク入って既に販売を展開しております。以上であります。

岡 委員

私は、先日、飯島さんという方の製材所を視察させていただきました。本当に素晴らしいペレットが出ています。私は、山梨県の中に56社製材所があると伺っています。そういう中で、できれば飯島さんと同じような形で、積極的な指導をしていただき、そして研修会・講習会なんかを開いていただき、できるだけ同じような施設で、素晴らしいペレットをつくっていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

千野林務長

明年度の予算の中に、林業は木質バイオマスの利用推進事業というのがございまして、その中でペレットストーブ・ボイラー等の機械の展示、相談会を開催することにしておりまして、製材業者や一般県民等に木質バイオマスのよさを普及を図っていくことを考えております。以上でございます。

（家庭用燃料電池について）

岡 委員

先ほどの、リムジンという成分だそうそうですね。いずれにいたしましても、ぜひ積極的な対応をしていただきたいと考えております。

次に、燃料電池についてであります。これ簡潔に1点、答弁も簡潔にし

ていただきたいと存じます。家庭用の燃料電池、つまりエネファームといいますけれども、これについて積極的な対応していただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

戸島森林環境部長 家庭用燃料電池につきましては、本当に、今、技術開発の途上ということで、導入初期段階における市場を創出するために、国の方も補助を出しているという状況がございます。一方、太陽光発電等につきましては一定の開発が行われ、普及の段階にあるということでございまして、当面は太陽光発電の普及に力を入れてまいりたいと考えております。

（小水力発電推進事業費について）

岡 委員 既にこれは期限が切れているのかもしれませんが、私は、やっぱり、せっかく61億円からの国の予算があるわけでありますから、そういう点では県内の企業についても積極的にこれの対応をしていくべきだったと思うわけであります。そういう点では非常に残念だと思います。

最後に、小水力発電の推進について伺います。御案内のように、今まで企業局におきまして1年1億円という形で3年3億円、繰り入れをしていただいているわけでありますけれども、御案内のように、水力発電は8.4%、つまり山梨県においては原子力発電が7割、それから、山梨県の水力発電はわずか3割ということであります。今回、3カ所予定がありますが、私は、100カ所予定を組んであるわけでありますから、ぜひそれらについて積極的な対応をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

今村公営企業管理者

小水力発電の推進についてということで、支援室というのが設けてありますけれども、これにつきましては、昨年11月に設置以来、現在まで22件相談を受け付けております。これらにつきましては、さまざまなアドバイスもしますし、それから、流量測定ということで県の方でその場所へ行きまして、積極的に流量等の調査というものも支援をしているということでございます。今年度約100カ所程度の水力可能、開発の地点を調査したところでございますけれども、今後も県内の調査を継続するという中で、地点の掘り起こしといったものを図っていきたいと思っております。

岡 委員 いろいろ済みませんでした。いずれにいたしましても、この中にあります0.5%、これをぜひふやしていただきたい。終わります。

（ 休 憩 ）

（山梨園芸高校施設の活用について）

白壁委員 きのように続きまして、残り10分ということでございます。よろしく願いしたいと思っております。通告書に基づいて質問させていただきます。

平成9年、43億円を投下して建設されました当時の吉田商業高校、これを7年間使って、その後、いわゆる高校の再編によって新たな学校に生まれ変わったということであります。その当時を考えると、ちょうど高校の総合制の関係で北富士と吉田商業が再編される、ちょうどそのころ、そういう俎上にあつたころ、建設が始まったということであります。というのは、教育委員会というところは、私、考えてみますに、先見性があるのかなと。そして、もっと言いますと、計画性はあつたのかなと。思いつきということ

はないんでしょうけど、計画性がまるでないと、私はそのとき感じたんですね。現在、この間、実はひばりが丘高校の卒業式に行きました。そうしたら、卒業生27名なんです。あの学校は4階建ての校舎が2棟あるんですね、すごく大規模なものです。その当時の商業高校がすべて入っていたんですから大規模なことは間違いなんですけど、簡単に言いますと使い切っていないということなんです。

もっと昔を考えると、その当時、吉田高校に定時制があったんですね。とってつけたように、商業高校を何とか利用しなきゃならないからそこにはめたように、私は感じたんです。だけど、しょうがないですね、先見性もなく計画性もなく、そういうことで壊してしまっただけだから。これは、横内知事が悪いんじゃないんでしょうけど、その当時の県政がやはり悪かったのかなと。やってしまったことはしょうがない。今からまた壊すわけにはいきませんし、元へ戻すわけにもいかない。だから、今度はそれを使いこなすしかないと思うんです。その使いこなすときに、最近またここで再編がありました。5つのところで3つが決定して、もう一つは総合制高校ということで、今、園芸高校が石和高校と再編されるということでありまして。また、考えてみますと、園芸高校を使わないとなると、今度、あそこはどのような方策で、今後、園芸高校というのはどういう使い方をしていくんでしょうか、まず1点、先にお聞きします。

・瀬教育長

園芸高校の活用方法の質問だと思いますが、峡東の新設高校は平成22年4月に開校を予定しております。山梨園芸高校の生徒は平成23年度末まで在籍をいたします。平成22年度までは現在の山梨園芸高校で学習をします。平成23年度の最後の3年生は生徒・保護者の意向も踏まえ、新設高校の校舎に移るかどうかを決定していく予定でございます。園芸高校の農場、その他その附帯施設、グラウンド、文化創造館は、新しい新設の高校で使用をしていき、それから、校舎等その他の施設のあり方は、今後、庁内で検討していくこととなります。

白壁委員

圃場があると思いますけれども、圃場365ヘクタールの利用はどういうふうにされる予定なんでしょうか。

・瀬教育長

現在、山梨園芸高校の圃場及び附帯施設は、園芸科だけでなく、農業3科360名で使用しております。峡東地域新設高校は農業2科、これが240名でございます。それから、総合学科の2系列70名、合わせて310名が、圃場及び附帯施設を使用することになっております。新設高校の生徒1人当たりの圃场面積は154平方メートルで、農林高校の293平方メートル及び北杜高校の381平方メートルと比べても少ない状況になっております。果樹も野菜も、それから草花も、露地もの、ハウスもの、品種も多く、栽培方法も多様化しており広い圃場が必要でございます。特に、山梨園芸高校はワインの醸造免許を有し、食品化学科が圃場で栽培したブドウをもとにワインを生産する、全国的に見ても珍しい、特色のある教育活動を実施しており、新設高校においては、この特色をさらに充実させていく予定でございます。こうした状況から、今後において新設高校が充実した農業教育を実施していくためには、現状の圃場全域を必要とするものと考えております。

白壁委員

空き室だとか、ほかの校舎だとか、こういうところの具体的な活用策について、何か具体的なところを考えておられるんでしょうか。

・瀬教育長 先ほども申し上げましたが、今後、庁内で検討していくわけですが、現在、施設の利用要望がありますのは、埋蔵文化財センターから、埋蔵文化財の保管場所として使用したいという要望もありますが、これらにつきましても、今後、庁内で検討してまいりたいと思います。

白壁委員 使わなくなったというか、そういう教育施設があいてきたら、どうしても教育委員会というのはそれに何かくっつけようとして、必ずそれを確保しようとするんですよ。本来であれば、ここで使わないといたら、もう普通財産に戻したらどうなんですか。使うといたらしょうがないが。

・瀬教育長 平成21年度に耐震補強をする予定の施設としましては、園芸科の管理棟、園芸・農業土木科の実験棟、それから園芸科の出荷調整棟、こういうふうなものは耐震補強をして、さらに圃場、グラウンド、文化創造館等は新しい学校で使っていく。その他については、時間をかけて庁内で検討していくということでございます。

白壁委員 新しい空き室を使うんですか、どこで使うんですか。

・瀬教育長 今後検討していくということでございます。

白壁委員 だから、使わないんですよ、結果は。必ずそうやって確保しようとするんですよ。どこかの高校とか何かで使うとかって決まっているんでしょうか。

・瀬教育長 圃場、グラウンド、あるいは園芸・農業土木等の施設は使いますけれども、それ以外のものについてはこれから考えていくということでございます。

白壁委員 北側には例えば昔の車両のコースがあったり、それは高校で何か使っていたようですが、グラウンドだって相当広いものですね。だから、例えば圃場が足りなければそれを使うこともできるでしょうし、そのコースを直して圃場にすることもできる。だから、校舎として私はこれは使い道がないと、また商業高校と同じようなことが起こるのではないかとということで懸念するわけです。

（農業大学校整備費について）

もう1点、その後にお聞きしたいんですが、農業大学校の建てかえにかかる総事業費をお示しいただければと思います。

遠藤農政部長 農業大学校の建てかえの総事業費でございますが、本体建設費が4億3,600万円、その他設計委託費、解体工事費、仮設校舎建設費等を含めて全体総額が6億2,400万円を見込んでおります。以上でございます。

白壁委員 なぜ現在地に建てかえるのかお示しいただきたい。

遠藤農政部長 まず農業教育でございますが、教室内でのいわゆる座学に加えまして、圃場においての農作業の実体験をするいわゆる実習が必要でございます。そのため校舎の近くには果樹や野菜、花卉のための広い圃場、また、農作業には早朝作業もあることから宿泊研修施設も必要でございます。それから、学校

でございますので、講堂や体育館などの施設も必要になります。そういう中で、今回の建てかえは耐震基準を満たしていない本館と、教室として利用しているプレハブづくりの建物のみを建てかえるものでございまして、全体の農業大学校の施設の延べ床面積の約4分の1のみを建てかえるものでございます。したがって、ほかの講堂や実験室のある校舎棟、それから、体育館、宿泊研修棟などの施設、農業機械の格納庫や倉庫、温室等の関連施設は現有のものを引き続き利用することとしておりますので、現在地で建てかえることとしたものでございます。以上でございます。

白壁委員 今、山梨県の農業生産額はどれくらいでしょうか。そして、そのうちの果樹生産額というのはどのくらいでしょうか。

遠藤農政部長 山梨県の農業生産額でございますが、今、手元にある数字でございますが、19年ベースで山梨県の調べで生産額909億4,400万円、そのうち果実は509億800万円、56%になっております。以上でございます。

白壁委員 大体55%くらいですかね、そのくらいのところが果樹だということでありまして。農業大学校に何割くらいの学生が、どの地域からどのくらい行っているかとわかりますか。

遠藤農政部長 ただいまちょっと手元に資料がございませんが、主に県内からがどうかございまして、そのほか例えば山口県とか、他県から来ている方もいると承知しております。以上でございます。

白壁委員 県内でどの地域からどのくらい、それと、どこの高校からどのくらい来ているか大体わかりますか。

遠藤農政部長 ちょっと今手元に地域の数字はないんですけれども、やはり北杜、園芸、農林、農業系3校から入る方が過半数を占めていると承知しております。これは高校卒程度を資格とする養成科の割合でございます。以上でございます。

白壁委員 農業系3校ということで、園芸が一番多いのではないかと思うんですが、教育長にお伺いします。専門教育ということで、農業系3校の連携ということがよく言われていました。この点についてどのようなお考えを持っていますか。

・瀬教育長 現在、農業系3校と農業大学校との連携を強化し、高校3年プラス大学校の2年の5年間を見据えた系統的な農業教育を推進する中で、農業後継者の育成を図っているところでございます。

白壁委員 総体的なお話を聞きますと、あいているところのストックマネジメントではないですけど、そこの校舎の敷地を使いながら、一番集中しているところと教育委員会が言われるような農業系3校との5年制をつくるとか、こう考えてきますと、農業大学校が今の場所よりも園芸のあの場所に移る方がいいと思いますけど、知事のお考えをお伺いします。

横内知事 先ほど来、教育長から説明がありましたように、園芸高校の圃場及び実習施設の部分は、新たな総合制高校の農業系学科が使用することになっており

ます。その農業系学科が使用しても生徒1人当たりの圃場面積は、北杜高校とか農林高校よりも少ないということでありますから、これは、すごく広い、むだな圃場が総合制高校に設置されるということではないと思います。園芸高校の一番大きい圃場の部分は、新しい高校で使用されるということでありますので、農業大学校をそこに持ってくるということは、物理的にちょっと困難ではないかなと思っております。

白壁委員

六億四千数百万。昨日、知事は、60億円のメガソーラーについて県民の同意が得られないのではないかというお話をされました。知事、6億円だと得られると思いませんか。

横内知事

農業大学校の本館部分を、耐震化のために建てかえるということでありますので、いろいろと技術的な検討をしたようでありますけれども、耐震補強をするとしても、これもやはり相当なお金もかかるというようなこともあり、技術的にいろんな検討の末、この本館部分については建てかえたほうがよからうという判断で、6億円で建てかえるということにしたということでありまして、これについては、農業大学校の重要性その他を考えて、県民の皆さんの御理解は得られるだろうと思っております。

白壁委員

農業大学校の重要性は、私も同意ですけれども、今、園芸高校には校舎があるわけですね。あの校舎を使っていきますと、今の農業大学校の本館よりも、同じかもしくは大きいぐらいですから、十分使えると思うんです。こういう考え方を知事はお持ちではないでしょうか。

横内知事

いずれにしても、園芸高校の敷地面積の大部分を占める圃場と実習施設については、新設高校に引き続き農業系分野があって、そこが使うということでありますから、それが使った上に、さらに残ったところに農業大学校を持ってくるというのは、物理的に無理ではないかと思えます。

白壁委員

教育長にお伺いします。今の園芸高校の職員室と教育棟、あれは、これから新設高校が使うようになっているのでしょうか。

・瀬教育長

職員室は、石和高校の方にございます新しくつくるところに設けます。ただし、実習で先生方が出向きますので、実習関係の建物というものは耐震改修をして、しっかり使えるようにしたい。現在ある管理棟を使うかどうかということについては、これからその使用について考えていくということでございます。

白壁委員

現状としては、職員室とかは使い道がないんですね、決定していないようです。ですから、あれを使えば十分役立つとは思いますが。もう知事も将来の県内農業の発展のためということでありますから、この程度にして、ぜひ県内の子どもたち、また、農業の担い手をつくるために、ぜひ頑張りたいと、この辺を少し注視しながら行きたいと思えます。

（高等技術専門校の耐震化について）

そして、次に高等技術専門学校の耐震化についてでありますけれども、12月でしたか、総務部長は、未利用施設の有効活用の視点に十分注意しながら検討していくという答弁をされております。峡南と都留の高等技術専門学

校の耐震や建てかえが必要と聞いておりますが、どう対応するのか、お答えいただきたいと思っております。

廣瀬商工労働部長 都留と峡南の高等技術専門学校につきましては、昭和40年代に建てられたもので耐震改修が必要な状況でございます。一方、今、一部の訓練科で定員割れということもございまして、そうした時代と社会的な要求の中で十分こたえられていないという課題もあります。そういうことで、次年度、そういったことを含めまして職業能力開発施設のあり方ビジョンの検討会というのを設けてまいりますので、そのビジョンを検討する中で、今後のことについても検討していきたいと考えております。

（工業高校と高等技術専門校の連携について）

白壁委員 そこで、提案といたしますか、前回の代表質問の中でもお話しさせていただきましたが、峡南高校と谷村工業高校との連携ということをご提案させていただきました。この点について、いかがお考えでしょうか。

廣瀬商工労働部長 今の御質問をちょっと確認させていただきたいんですが、峡南高校と谷村工業高校という意味でしょうか？

白壁委員 技専との連携というのはどうですか。

廣瀬商工労働部長 谷村工業高校と都留技専という意味でございますね。それにつきましても、今、あり方検討会というものを庁内で、ある程度、一定の方向の検討をしておりますので、それを踏まえて、次年度、全体的な職業能力開発施設のあり方と、それから、職業能力、いわゆる実業教育のキャリア教育も踏まえた、そういったものの連携のあり方も、当然、このビジョン検討会の中で検討してまいりますので、そういった検討の中で一定の方向づけをしていきたいと考えております。

（消防学校の耐震化について）

白壁委員 高校再編の中、どのように再編されるかまだよくわかりませんが、今のところ認識していない地域事情をよく考察の上、最善の方法をお考えいただきたいと思っております。

もう1点、済みません。昨年ですか、知事の所信説明の中で消防学校の建てかえというのがあったと思っております。その後どのような動きになっているか、御説明いただければと思っております。

古賀総務部長 消防学校の建てかえといたしますか、耐震化ということでございますけれども、これにつきましては、現在、耐震性が低く、また老朽・狭隘化しています。そして、近年の消防学校における訓練といたしましては、特に高度な救急救命訓練でありますとか、あるいは化学テロとかいうものへの対応、こういう訓練を行っていく必要がありますので、消防学校については建てかえを行っていきたくて考えております。その上でこの新たな消防学校についての施設・設備の内容、規模、あるいは新たに整備すべき機能ということにつきまして、現在、消防学校の方で各消防本部から意見聴取をする、あるいは近年整備を行った他県等の整備の状況、内容、問題点、そういうものを調査に行くといったような形で、検討を内部的に進めておるといったのが、今の状況でございます。

白壁委員

ストックマネジメントというか、いわゆる未利用施設の利用というのを考えていかないと、ただそこにあるものを壊して建てかえるのではなくて、今、余っているところがいっぱいあるわけですから、こういうものをいかに高度活用、利用するかということなんです。これ縦割りです。先ほども言いましたけれども、教育委員会だとか、商工だとか、農政だとかみんな縦割りでやって、自分たちの主張ばかりするわけですね。農政がいいと言ったら農政の方へばっと動きますし、教育委員会がこれは我々が今から使うんだという教育委員会になってしまう。これを真ん中で仲介をする、マネジメントする者が必要だと思うんですけど、今、県にはそれがあっていいのでしょうか。

古賀総務部長

基本的に県有施設、特に未利用施設の有効活用ということにつきましては、特に総務部におきまして、これまでは未利用財産が生じた都度、各部局に情報等も提供しながら、再活用でありますとか、あるいは市町村に譲渡して有効に活用してもらおうというようなことを、取り組みとして進めてきております。しかしながら、今後の方向といたしまして、より有効活用というものを一層徹底していくということから、今後については各部局の財産担当をメンバーといたします未利用財産利用促進会議というようなものを設置しながら、情報管理あるいは情報提供の仕組みというものを一層整備して、財産の有効活用をさらに徹底していきたいと、今、考えております。

白壁委員

ぜひ真摯に取り組んでいただきたいと思います。夕べ論語の本を読んできましたらこう書いてありました。「年寒くして然る後に松柏の凋むに後るを知る」。自分たちが一生懸命やっていますということで、他県の例にとらわれるとか、県のほかのところがかうだとかなんていうことではなくて、独自の政策として、我々のカラーを出すということでありたいと思います。ぜひ検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

（中部横断自動車道沿線地域活性化構想推進事業費について）

中込委員

輝真会のラストバッターです。よろしくお願ひします。私は昨日の委員会に感動いたしました。先輩議員と知事とのやりとりの中で、いろいろ勉強させていただきました。中でも内田委員と知事とのやりとりを聞きまして、多分、あれを見ていた県民は、知事が重要課題についてその決断をされた背景、どんな考えで状況判断されたかということを見て、今まで以上に知事を信頼し感動されたんだろう、私は感動しました。また、内田委員の、自分の考えを持った知事とのやりとり、県議会もなかなかやるなということ、県議会も変わりつつあるということ、県民に知らしめたなという感動を持っています。

これから2点について、私たちが思っていることを単刀直入に述べさせていただきます。最初に中部横断道沿線地域活性化構想についてであります。知事は150億円を国から持ってこられて、それが9年後に完成するという計画であります。磐越自動車道の例を見ますと、あそこに道路が完成しても、ストローク現象で、今、あの辺の過疎化が始まっている。こういうことも、多分、お考えになられて、この活性化構想を政策に上げられたらと思っております。これが9年後に開通したときに、これを十分に活用するためにはここが活性化していなければだめだろうということで、来年度、130万円という予算を計上されて、それを推進しようということだろうと思っております。何をやるにしても、物事を完成するには最初のイメージが

大事だと思いますが、知事は、9年後、中部横断道沿線地域がどのような状態になっているのか、大まかでいいんですが、イメージされてこの施策を掲げられたのか御質問いたします。

横内知事

私が危機感を持っておりますのは、峡南地域、どうも山梨県全体の中で多少取り残されてきているのではないかと、そして過疎化してきているという感じがするわけでありまして。例えば、平成19年に、「風林火山」で、県下、観光客が大幅にふえたわけでありまして、峡南地域だけは観光客が減っているわけでありまして。全体として取り残され過疎化している、そんな気がいたしまして、何とかしなければならぬという中で、やはり中部横断道というものをてこにして、これからこの地域の振興を図っていかねばならないと思うわけでありまして。

具体的なイメージというのは、やはり、ほっとけば単なる通過地域になるだけだろうと思っておりますから、中部横断道のさまざまな効果を活用して、特に静岡、日本の発展のベルトというのは太平洋ベルト地帯ですから、そちらと距離が近くなることによって、向こうの方のいろいろなエネルギーというものを、最大限こちらへ引っ張ってくるという形が望ましいと思っております。甲府の方から見れば、例えば峡南の南の方なんていうのは、外れの過疎地域と見えるわけですがけれども、しかし、県境などというものを外して見れば、静岡市という人口100万近い都市圏の一番近くにあるわけでありましてから、中部横断道ができれば、峡南の身延町とかあるいは南部町という地域は、静岡県の郊外地域になってくるわけであって、いろいろな発展の可能性が出てくると思うわけでありまして。そういうものができるだけ花開くようにしていきたいと思っております。

中込委員

いずれにしても、あの辺一帯が、エネルギーが来てにぎやかになり、いろんな経済活動等が行われるということだと思っておりますが、知事政策局長にお伺いしたいと思います。21年度は130万円の予算をつけてこの構想を推進すると。その後、29年の完成まで、どのように今の構想を推進しているかと考えているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

小松知事政策局長

委員の御質問ですけれども、端的に言えば、構想推進のスケジュールという意味だと思います。来年度、予算をお願いしてございますけれども、活性化構想を推進していくために、3地域のブロックの推進会議を、まず立ち上げます。この会議には、活性化に取り組もうという意欲を持った方にできるだけ多く参画していただきたいと思っております。その後の具体的な推進方策といったものにつきましては、このブロック推進会議の方で役割分担とか、あるいは先ほど申し上げました方策を決めまして、22年度になると思うんですけれども、22年度以降には、県あるいは市町村、NPO、民間による連携組織というのを立ち上げまして、その連携組織の中で実現可能な事業から順次取り組んでいきたい。こういったことを大まかなスケジュールとして考えております。

中込委員

大まかなスケジュールは理解できました。いろんな構想等があると思うんですが、私は、今まで見てきて、構想までつくるのは簡単ですが、これをいかに実現していくかというのが本当に問題だろうと思っております。であるならば、今までも各市町村も活性化しようと思っていればはずです。でも、現在は、だんだん、峡南等を含めて過疎化する。その原因はどこにあると思わ

れますか。

小松知事政策局長 地域活性化の取り組みを成功させるか否かということは、第1には、まず必要なのは、地元の人々が本気になって取り組もうとしている、熱意を持って取り組む、そういった人がいるかどうか。これが第1点だと思っています。それに加えまして2つ目には、そういった人々の活動を支える地域の演出家だとか、あるいは協力者、別の言い方をすればコーディネーターとかという言い方でもいいわけですが、そういった人がいるかどうか、あるいはいたかどうかということです。さらにつけ加えて言いますと、活性化の取り組みというのは今申し上げたように、地元というか地域の人々であります、そうであっても県や市町村もこれをしっかりと支えて、一体となって取り組んでいくことが大切だと考えております。

中込委員 局長の考えでは、要するに、地域の人たちがその気にならないと、ということですが、このことを構想として打ち出したわけですから、これを、県なのか、市町村なのか、住民なのか、NPOなのか、最後の責任をとるのはだれだとお考えでしょうか。

小松知事政策局長 責任というお話ですけれども、大切なことは、やはり、県、市町村、地域の三者が地域活性化のために、みずから実施していくということを明確にさせて、それぞれが役割分担をはっきりさせながら、お互いに責任を持って活動していく、これが重要だと思っております。最後の責任というお話なんです、地域の企業とかNPO、住民などが、先ほどから申しておりますように、あくまでも主役だろうと考えておまして、県や市町村は、主役をサポートする役割であると認識しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、来年度は、地域が立ち上げますブロック推進会議の連携を促進するために、県としましても、沿線地域全体の推進協議会というものを開催いたしまして、県、市町村、そして地域の三者が一体となって、構想の実現に向けまして着実に取り組んでまいりたい、こういった意味が責任だろうと思っております。

中込委員 だれが責任をとるということではないと思うんですが、これを成功させるために、情熱を持った最後までさせる者がいないと、これを実現できないと思います。例えば2年ごとにかわっているような人がいて、そして前の人のことがわからないとかいうのではだめで、地域の人やろうと思って市町村に来たら、ある人がずーっといてその人が言う。これが県のことだったら、県に行ったらその人が受けて、そして各部課に回る。各部課もそれを現地へ行って見て、そしてそれを持ち帰ってやる。持ち帰ったら、上司は、そんなことはやらんでいい、あとは財政課がやるからいい、こう言ったのでは、これはすぐとまるわけでありまして。一番大事な、みんながやる気を出すということは、だれかがそういうものをきちっと見守っていく、責任を持っていく、これが大事だと、私は思うんです。伊藤先生が、会長が言っているのは地域がずーっとやり通さないと、これは成功しない。それが提案書にありますね。だから、これを具体的にやらないと、絵をいくらかいても、その絵を実現するときどうしていくかという具体的なものを、人事政策なり県庁の意識改革なりをやっていかないとできないと思うんですが、この点について知事のご所見をお願いしたいんですが。

横内知事

確かに構想はできても構想倒れというか、実際の実行となると何もできない、そういうものがたくさんあるわけでありますが、やっぱり構想を推進する、それが市長・村長である場合もあるでしょうし、地域の有力者である場合もあるでしょうし、また若い人々である場合もあったりすると思いますけれども、いずれにしても、1つの意思に基づいて、かなり長い期間、きちっとその地域にいて、その構想をフォローし、リードしていく、そういうリーダー的な人がいるかいないかということが非常に大事だと思います。

この中部横断道の場合、どういう形になるかともかくとして、いずれにしても、ただ、そうはいつでも行政マンの場合にはどうしてもやっぱりこれは公務員ですから、3年、長くても4年とかいうローテーションでかわっていきますので、そういう行政マンが、県にしても市町村にしても、ずーっと、7年、8年、1つのポストにいるというのは、なかなか難しいわけでありませうけれども、やはり民間の方で、だれかキーパーソン的な人がそれぞれの地域にいるということが大事だと思ひまして、そういう意味で、来年度においては、そういう推進組織的なものを、3地域それぞれにブロック推進会議というようなものをつくって、そういう推進の核になる人たちを育て上げていこうという取り組みを、来年、やろうとしているということだと思ひます。

中込委員

ありがとうございます。私も地域代表で出てきました県議として、これをライフワークとしてやっていきたいと考えておりますので、ぜひ県の御協力をお願いをしたいと思っております。

（公立病院等の再編・ネットワーク化について）

次の質問に移ります。県民が安心して良質で高度な医療を受ける医療体制のあり方についてという中で、公立病院等の再編・ネットワーク化構想について御質問をいたします。私は医療については素人ですが、いろいろな新聞紙上でいろいろな問題が取りざたされます。しかし、私はどう考えても根本的なことが改革されてない限り、それは根絶できないだろうと考えておるんです。なぜかという、昔から疾病形態は変わってきました。がんというものが出てきたり、あるいは高齢化社会になったり、そして田舎の方へ行けば過疎化してきたり、あるいは研修医制度が変わったり、いろんな状況が変わった。だから、昔のような病院の形、病床の数の形だってこれに合うことはないと思っております。だから、基本的には近い将来、我々団塊の世代があと10年暮らしたときには、大きな問題が起こるだろうと。これは、私のような素人でも考えられるんですが、もう既に手をつけないと遅いではないか、だから、山梨県も医療体制というものを抜本的に考えて、やっていかなくてもいけないのではないかと考えておりますが、知事はそのような考えでこれを喫緊の課題として、手をつけないといかんと考えておるのかどうかお伺いします。

横内知事

その点については委員と認識を等しくしていると思ひます。それがために総務省がガイドラインを示してきたわけでありませうけれども、公立病院の再編・ネットワーク化ということ、昨年1年間各医療圏別に検討をしてきたということでありませう。いずれにしても、お医者さんが不足してくる、それから、公立病院の経営も従来のままでは悪化していく。そういう中で公立病院のあり方、幾つかの公立病院があれば、それをどういうふうにお互いに連携をしていくのか、あるいは幾つかの病院を統合して、1つの病院にすることがあると思ひませうけれども、もう一回、県内における公立病院のあり方と

いうものを考えるべき時期に来たと思っております。昨年、医療圏ごとに地域保健医療推進委員会というものをつくって検討していただいて、その報告書そのものは非常に大ざっぱな方向性を示すものでありますけれども、しかし、今までで初めてこの地域の医療関係者が自分たちの地域の医療のあり方をどうしたらいいかということを実際に議論した結果でありますから、これはある意味では画期的なものではないか。これを1つの土台にして、さらに引き続きそれぞれの地域で医療関係者の議論が、より具体的な構想としてまとまっていくということが望ましいと思っておりますし、県としてもそうなるようにバックアップをしていきたいと思っております。

中込委員 知事のお考えとしては、総務省が出した公立病院改革ガイドライン、これに沿ってやっていこうということによろしいのでしょうか。それに山梨の特性を踏まえながらやっていくということによろしいのでしょうか。

横内知事 総務省が出したガイドラインというものは、これは検討を始める1つのきっかけになったということでありまして、総務省自身も別に具体的な方向をどうしろと言っているわけではないわけです。少なくとも現状の公立病院等の状況では、なかなか持続可能性がない。これからの高齢化社会、そしてお医者さんが足りない、財政も厳しくなる、そういう中でもう一回、公立病院のあり方というものを見直さなければならない、そういう検討をしろという趣旨のわけです。したがって、検討をするきっかけを与えてくれたということだと思います。あとはそれぞれの地域が、自分たちの地域に一番ふさわしい病院のネットワークをどうするのかということ、それぞれの地域の責任で考え推進をしていくべきものだと思います。

中込委員 部長にお伺いしますが、総務省はなぜ公立病院を再編・ネットワーク化しようとしているのでしょうか。

小沼福祉保健部長 今回の総務省が出しましたガイドラインでございますが、先ほど知事が申し上げましたように、公立病院を取り囲む環境が非常に厳しくなってきている。そういう中で地域において必要な医療を、いかに安定的に、さらに継続して提供できるか、そうした体制を確保したいというねらいで今回示されたと理解しております。

中込委員 県民のためにということで、改革をしろということだと思うのですが、これには山梨県がかかわってくる各医療圏がありますが、県はどのようにかかわっていきこうと思っているのかをお聞きします。

小沼福祉保健部長 改革プランにつきまして県のかかわり方でございますが、改革プランそのものは病院の設置者でありますそれぞれの自治体がつくるということでございます。そして総務省が示したガイドラインの中では、検討するに当たって3つの視点を示しております。1点目が経営の合理化・効率化、2点目が再編・ネットワーク化、3点目が経営形態の見直し。1の経営の合理化、経営の効率化と3点目の経営形態の見直し、これはそれぞれ病院関係で検討はできるんですが、2の再編・ネットワーク化についてはやはり複数の病院がかかわってきますし、私どものつくっている保健医療計画ともかかわってもまいますし、広域的に対処しなければなりません。その部分についてはガイドラインの方でも、県も積極的に参画しなさいということで、この部分に

については私どもは積極的に参画をするという形になっております。

中込委員　　私は部長のそのお考えはちょっと違うと思う。総務省が言っているのは、この3つの改革を連携してやりなさい。やるときに県は主体性・積極性を持って、自分で構想をつくらなくて各医療圏ができるわけがないと思いませんか。山梨県のネットワーク化をやるときに医療圏に任せたことで、このネットワーク化と経営形態も、経営形態も例えば山梨のネットワーク化の中で、1つの経営形態にするという考えもあるわけであって、その考えはどうか。

小沼福祉保健部長　　繰り返しになりますが、県に求められているのは再編・ネットワーク化についての構想をつくりなさいということでございまして、それについては私どもは責任を果たしたと理解しております。

中込委員　　この間出された再編・ネットワークは県のものでしょうか、各地域のものをまとめたもののでしょうか。

小沼福祉保健部長　　中身は二次医療圏ごとの再編・ネットワーク化でございまして、それには地域の方、地域の医療関係者、市町村長さんが参画する地域保健医療推進委員会というところで議論をしたものでございますので、基本的には地域の方々が、地域の医療関係者がその方向に向かって、努力をしていただく性格のものだと思っております。

中込委員　　私は先ほど部長が言われた構想については、それぞれの医療圏を中北にしたならば中部と北部に分けて、北部も葎崎と2つに分けてそれぞれで話をしなさい、そんな構想を私は構想とは言わないと思うんです。もっと構想というのは県がこの全般を考えながら、県立中央病院を1つにして全部を例えばネットワーク化するとか、そういう大きな構想の中で地域はどうするのかというのが、構想ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長　　今回再編・ネットワーク化で求められておりますのは、二次医療圏における医療体制をいかに確保していくかということでございますので、今、県全体のネットワークはこの地域保健医療計画の中で示してありますし、また、4疾病5事業という形で、がんやいろいろなものについては、県が県立中央病院や、山梨大学等を核にしてネットワークをする、そういう取り組みを県全体の疾病や、事業ごとに別途行っております。

中込委員　　これは、入院診療の需要動向ですが、南部などのほとんどの方はみんな中部に来て入院しているんです。だから、二次医療圏ごとという話ですけども、山梨の特性でこの峡南が本当に少なければ、人は6万人しかないわけですよ。この状態であれば何もネットワークをするのに4つに考えることはないし、それに任せることはない。だから、県がまずどういう構想を持つがなくて、再編・ネットワーク化などできないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長　　二次医療圏で確保すべき医療というのは、通常一般的に住民の方が受けられる医療ということで、それはやはり二次医療圏で確保できた方が好ましいということで、三次医療圏で確保するのは県立中央病院の高度や、周産期と

いったものでございまして、やはり今回の構想は二次医療圏で本当に住民が必要とする医療を確保するためには、どういうネットワークが必要なのか、そういうことだったと考えております。

中込委員

ガイドラインの中に一応ネットワークのパターン例があるんですね。例えば4つの病院があります、ベッド数が200床とか、250床とか、無床とか、50床あります。現在、例えば峡南であれば100床あっても、50床しか一般病棟は使ってない。であるならむただ、これをどうしようか。S病院、これを二次医療圏の中核病院とするならば、ネットワーク化をして、極端に診療所にしたり、無床にしますけれども、今使っている100床のうち50床の病床を残して、あとはリハビリの病床にするとか、介護にするとかいうことをして、点数が100床のところ50床しかなかったら、その半分の先生方はみんなS病院に集中して、ここから先生を派遣する。そしてここをいい病院にして、若手のお医者さんたちが集まって勉強をし、年とった人たちが体が衰えてきたら、この人たちが周りの病院に行くということをして、これができるならば独立行政法人で1つの経営形態であるならば、その人件費も医療費も、医療機械を買うときも、薬もそうやって効率的に買うと。その3つのことを一緒にやれというのが、私はあのガイドラインを読んで、私はそう理解をして、こちらを私はネットワークの構想とすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長

確かに総務省ではそういった例示を示しております。ただ、私どもは先ほどの議論のように、構想をつくっても、構想倒れになってはいけないということで、やはりしっかり地域の実情を踏まえ、地域の課題に的確に対応できる構想であることと、もう一つは、地域の関係者が合意をしたものでなければなかなか実現が不可能であろうということを重視した結果、県からそういった形で提示することはしなくて、ボトムアップでまとめ上げる作業を行いました。

中込委員

これはパターン3です。これはS日赤病院があり、そしてそれぞれの町立病院があるです。これはまさに山梨で言うならば峡東地域と峡東医療圏ですね、厚生病院があって、そしてここには牧丘病院、勝沼病院、こういう形でうまくいっているんです。それは医師の派遣も厚生病院から、例えば耳鼻科であっても毎日是要らないから、月火に耳鼻科の先生がこっちへ来てくれるなどして、うまくいっている。こういうネットワークをするというのが総務省の考えであって、私はこれこそが効率的と思うのですが、そして峡東のこういうものを今度は、ここは個人病院でしたけれども、公立病院でもネットワークをほかの峡中やあるいは富士北麓でもやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

小沼福祉保健部長

確かにそういう形のものができ上がることは、最高に理想的な姿だと思っております。ただ、病院の経営の主体はみんな違いますし、そこに働いているお医者さんはそれぞれ別の大学から派遣をされている等々の問題がございまして、その方々が立場を越えて、どういう方向に持っていこうかという議論をしていただく。その中から見出された方向性に従って、ネットワークを具体化していく、私どもはそういうことのほうが大切であろうということで、そういう方法で委員とはちょっと違う方向の形になりました。

中込委員

その方法論で実現可能ですか。私はいろんな地域の首長のあるいは医大の医局の問題等ありますが、これに対して情熱を持ってやっていくには、県として大きなビジョンなくして説得できますか。私はそれは県民のため、地域のため、首長さんが長く首長を続けるため、そういうためにビジョンをつかって、それを持って行って協力してください、これは皆さんの地域のためですと、こういうことをやっていかない限り、私は手法としては逆だと思っております。そして、この間の銚子市長の件、大月市民は診療が変わると思って会合を開いた。みんな誤解をしているんですよ、何か少ない情報でそういうことでやっている。それを解きながら1つ1つやっていかない限り、今の部長が言ったようなやり方で、近い将来の喫緊の課題を解決できるとお思いでしょうか。

小沼福祉保健部長

実現の可能性という観点では、それぞれの医療関係者、病院を経営している市町村長さんとか、病院の院長さんとか、また、地域の医師会の方々、そういう方々の立場を乗り越えて、利害を乗り越えて、今回まとまったと思っていますので、これについては皆さんの合意を得ているんですから、これは実現の可能性が高いと思っています。繰り返しになりますが、やはり構想を提示して、それぞれ説得をしてという作業よりは、ボトムアップでみんなの合意を得て、その方向に向かっていく方が現実的であり、実現の可能性が高いと考えております。

中込委員

私は先ほど言いましたけれども、ここを細分化して、その地域が合意してやっていくなどということで、何ら抜本的な改革はできないと、私はその手法は違います。これは当然知事がお考えになればいいいんでしょうが、そうしています。私の提案は、一案です。私はこの地域は1つの医療圏にして、中央病院と医大は三次でお願いしてやる。二次医療圏の基幹病院もする。富士吉田市立病院を基幹病院、そしてみんながやれるようにやる、というように思っています。知事のご所見をいただければと思っております。

横内知事

委員の言われるようなやり方というのも1つのやり方としては、ある意味ではトップダウン的に、県として理想の姿を考えて、そしてこれでどうだと、県がイニシアチブをとって地元の市町村を説得していく、そういうやり方というのも1つあると思います。しかしながら、やはり医療の問題というのは非常に難しく、それぞれの市町村長さんも地域の住民が非常にセンシティブであるだけに、余り上からどんと行って、さあ、それに従えと言われても、そうはいかないというところがありますから、やはりボトムアップ的に地域の医療関係者が議論をしていきながら、新しい医療のその地域でのあり方というのを検討していく、そういうアプローチの仕方もまたあると思います。この2つのアプローチの仕方が入りまじりながら、両方のアプローチを常にしながら、決まっていくということだろうと思っております。

今回もそれぞれの医療圏ごとに、こういう検討会をつくりましたけれども、県も必ず参加をして、広域的な立場から意見を言っているわけですから、委員がおっしゃるように上から全部それで決めて、「これでやれ」というやり方もまたちょっと極端だと。やはり下からのいろんな議論があって、その2つの流れがどこかで理想的なものを実現していくというのが一番いい姿ではないかと思っております。

中込委員

どうもありがとうございました。

（ 休 憩 ）

（がん対策の推進について）

安本委員

私からは県民の健康、命を守るという観点から、特にがん対策の推進について質問させていただきたいと思います。当初予算概要の80ページ、それから、84ページであります。既に御承知のように、がんによる死亡率は我が国では昭和56年から死亡原因の第1位になっております。山梨県におきましても昭和58年、もう26年になりますけれども、死亡原因の第1位となりました。その後、がんによる死亡者数はどんどんふえておりまして、平成17年の調査がございまして、県民の約3分の1の方ががんで亡くなっているという状況になっております。がんにかかれた方はがんがどんどん進行していく、また、いつ再発するかわからない、そういった不安を抱えながら日々の療養を続けておられます。このがん対策につきましても、お手元に資料を配付させていただきましたけれども、資料の左側をごらんいただきたいと思います。

国では平成19年4月にがん対策基本法を施行いたしました。そして同年6月にがん対策推進基本計画が策定されております。これを受けまして本県でも平成20年3月、ちょうど1年前になりますけれども、山梨県がん対策推進計画が策定されたところであります。この県推進計画には分野別の項目がございまして、がんの予防、がんの早期発見、がん医療の充実、医療機関の整備等、以下このフリップに記載のとおりであります。そして、この計画の中では平成24年度までの5年間を目標年次としまして、各分野ごとに具体的な目標が設定されて、推進されているところでございます。計画策定から1年がたちましたので、1年間の推進結果、また課題も出てきておろうかと思っております。この県計画の分野別の項目から何点かピックアップをして、お伺いをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、がんの早期発見ということについて伺いたいと思っております。がんの中には自覚症状が出ないうちにがん検診で早期に発見できれば、少ない負担で完治することが可能ながんもあるということです。早期発見のためには私たち自身ががん検診をしっかりと受診していくということが大切であると思っておりますけれども、まずこのがん検診について現状どのような検診が行われていて、受診率はどうなっているのか。また各市町村で行っている部分があって、市町村ごとの受診率も気になる場所なんですけれども、そういった市町村ごとの差などもわかりましたらお願いをしたいと思います。

小沼福祉保健部長

1点目、検診の種類でございまして、がん検診につきましては国の方で指針を出しておりまして、種類、それから、やり方等々出しておりますが、いわゆる5大がんと言われる胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、この5つを市町村で検診を行っておりまして、市町村によっては肝臓がんもやっているところがございます。

それから受診率でございまして、19年度の平均的な受診率でございまして、それぞれ申し上げますと、市町村の平均でございまして、胃がんが17.4%、肺がんが35.1%、大腸がんが24.2%、子宮がんが21%、乳がんが24.1%で、このいずれの値も全国平均を上回っているようでございます。

それから、市町村ごとの受診率の差ということでございまして、個別に申し上げますと、胃がんについては一番低いところ5.5%から一番高いところ

るが44%、大腸がんが8.3%から一番高いところが60.7%、肺がんが9.2%から86.9%、子宮がんにつきましては7.8%から48.2%、乳がんは0から68%と非常にばらつきがございます。

安本委員

今の御答弁で全国平均よりは山梨県については受診率が高いというお話と、市町村によって非常にばらつきがあるという御答弁をいただきました。この県推進計画では5年以内に受診率を50%以上に引き上げようということでもあります。

先月2月なんですけれども、公明党の女性局が女性の健康セミナーを開催いたしまして、参加者の方にアンケートを実施しました。いろいろ質問項目もあったんですけれども、「どうしたら、もっと検診が受けやすくなると思いますか」という問いに対して、多かった答え、資料の右上にありますけれども、アンケートの対象者が女性でしたので、女性のお医者さんなら受けるというのが一番多かったわけですが、市町村から定期的に検診のお知らせがあればとか、それから、定期健診のときに一緒にできない状況になっているところもあるようでして、その項目に入れてほしいとか、休日・夜間というときにやってくれればとかいう意見が多くありました。

それから、日ごろ私の方には県民の方から検診にかかる費用の助成、それから、働いていらっしゃる方は地域での受診機会の拡大、事業主に理解を求めてほしいという声も聞くところです。

本県でも市町村別に見ますと、休日検診を行っているところ、それから、費用助成が行われていて、市町村別にこれも違うんですけれども、全部無料で受診できるという市もあると伺っておりますが、その状況と県としてこの受診率向上に、今50%も行っていないんですけれども、あと4年ですが、どういふふうに取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

小沼福祉保健部長

幾つか御質問いただきまして、まず休日・夜間の実績はどんな状況かということで、今28市町村中25の市町村で休日を行っております。それから、休日は行っていない町村もございますが、へき地の方を送迎しているようなケース、これが15市町村で行っています。それから、費用助成につきましては無料から軽減化までいろいろありますけど、全部の市町村で行っております。

それで、県としてどのように50%を目標達成していくんだということですが、もうこれは一義的に受けない方をしっかり把握するというところで、受診者台帳をしっかりとつくっていただくということで、これについても28の市町村のうちで23がつくっております、その残りの5市町村も来年度中につくっていただける状況ですから、やはり受診率が高いところは台帳管理がしっかりして、3年ぐらい受診をされないと保健師の方が出向いていって、受診を促すという形をとっているようなので、地道ですがそういった取り組みが基本的には大切であろうということと、また、県としても市町村の担当者を集めまして全国的な事例を紹介して、こういう形で受診率をアップしているよと、そんな研修会も開いております。

安本委員

いろいろな全国の事例を紹介するというお話がありましたけれども、全国ではがん手帳をつくったり、また個別に訪問しているところもあると聞いております。来年度からがん検診を実施する市町村への国の交付税、649億円から1,298億円と倍増するというところで聞いておりますけれども、交付税でするのでこのことばかりには使えないんだと思いますが、この機会に

県も市町村も頑張っ、大幅な受診率のアップを期待するところでありま。

それで、がん検診につきましては検診を受けることも大事なんですけども、検診を受けてがんが発見できるかどうか、この検診によってきちんとがんを見つけることができるのかどうか、その検診の質も問われるところでありま。先ごろ県では検診の質の向上へ向けての精度管理を行っていくという報道がありましたけれども、もう少し具体的に教えていただきたいと思いま。

小沼福祉保健部長　がん検診の精度管理でございますが、今やっておりますのが市町村の担当者とか、保健所の方々を集めまして、がんの専門家の先生にがんの部位別に部会をつくり、市町村の検診の記録を持ってきていただきまして、それぞれの受診率はどのくらいなんだろう、それが要精検にどのくらい行っているだろう、さらに発見率はどのくらいだろうとかいうのを評価いたしまして、悪い市町村につきましては直接指導をさせていただいて、また検診委員会にそのデータを送りまして、こういうばらつきがあるよとかいうことを検診委員会の方に送って、検診委員会の方からも精度を上げていただく、こんな取り組みを行っております。

安本委員　次の項目でがんの予防ということについてお伺いをさせていただきたいんですけども、がんの発生にはたばこですとかお酒、食生活、それから、運動等の生活習慣が大きく関係していると言われております。ピロリ菌ということで、そういう細菌ですとか肝炎ウイルスの感染症、これもがんの原因と言われておりますけれども、こうした細菌やウイルスは駆除してしまえばがんにならない。逆に山梨県は特にC型肝炎については感染率が高いわけですけれども、そのままにしておくこれは肝がんに移行すると言われております。今年度本県ではインターフェロンによる肝炎治療、非常に高額だったわけですけれども、これへの助成事業をスタートされました。議会の本会議の場でもその状況については質問があったところですが、その内容、利用状況についてお伺いをさせていただきます。

小沼福祉保健部長　インターフェロン事業につきましては今年度からスタートさせて、26年度までの7年間事業を行っていくわけですが、インターフェロンというのは肝炎が肝硬変や肝臓がんが悪化するのを防ぐということで、非常に必要なものなんです、なかなか自己負担額が高くて、月額にして自己負担が8万円から20万円ぐらいかかるということで、なかなか受けられないということで、それにつきましては、町村の課税所得に対して、自己負担の上限額を1万円、3万円、5万円で済むように助成をしているという内容でございます、現在、2月末でこの受給証を受け取ったのは県で348人でございます。

安本委員　インターフェロンの治療、5万円、3万円、1万円については、1万円の部分がすごい拡大をされてきていると思います。私も先日本会議の後でちょっと声をかけらまして、がんのことで1万円の部分について世帯の収入の認定になっていると。ぜひ個人にしてほしいというようなことで話があったんですけども、国の方でも1万円の部分を個人の収入認定にするような報道も聞いているところなんです、こういった情報をスピーディーに伝えていただきまして、本当にインターフェロンによる治療でウイルスがなくなれば、肝がんに移行しないということですので、ぜひ広報の方もよろしく願いたいと思いま。

次に、がんにかかった場合の治療ということで、がん医療の充実ということについてお伺いをしたいと思います。がんの治療法として大別しますと、手術、それから放射線治療、化学療法、この3つと言われております。このうち手術と放射線治療につきましては、ある範囲だけに効果的な局所的な治療でありますし、化学療法は抗がん剤などを使いまして、全身に投与するということで全身療法であります。この治療方法について世論調査がありました。資料の右下の方の円グラフですけれども、これは平成19年10月19日付の毎日新聞に「健康と高齢社会世論調査」として掲載をされておりました、私もちょっと興味を持ち、とっておいたものです。質問はこのようなありました。

左側の円グラフですけれども、放射線治療が切除手術と同じくらい有効ながんということで、ちょっと条件があるんですけれども、そういうがんにかかった場合という条件がある中で、放射線治療を受けたいですかという質問です。答えとしては、「がんになった場合に体への負担が少ない放射線治療と、がんを切除する外科手術のどちらを希望するかを聞いた。放射線治療と回答した人は54%と、手術を優先したいの39%を大きく上回った。そして、厚生労働省によると放射線治療を受ける新規がん患者はアメリカでは66%、ドイツでは60%だけれども、日本は25%にとどまっている。しかし、この日本の調査結果からは放射線治療を望む人が多い実態が浮かんだ」とございます。

県の推進計画におきましても、放射線療法等については専門医、専門的に行う医師が不足しているということ、また実施件数が少ないという点も指摘をされておまして、がん患者の意向、先ほどの調査の結果、放射線治療を受けたいという意向を十分尊重した治療が適切に行われるように取り組んでいくとうたわれているところでありますけれども、放射線治療の推進について現状の取り組みについてお伺いをいたします。

小沼福祉保健部長 日本でもいわゆる肝臓がんや胃がん、子宮頸がんという、細菌やウイルスが原因で発症するがんは減少する傾向にございまして、いわゆる欧米型と言われている食生活や生活習慣病に起因する大腸がんや乳がん、前立腺がんなどが非常にふえる傾向にありまして、こうした欧米型のがんに対しては、やはり再発や転移を防ぐという意味で、非常に放射線治療が有効であると言われております。また、体にやさしい治療ということで、今後、委員の御指摘のように、10年間で2倍ぐらいにこの治療がふえていこうと言われております。足元を見ますと日本におきましても県におきましても、この分野は非常に欧米に比べて立ちおけているという状況でございまして、県では推進計画の中で、5年以内に拠点病院で放射線治療が実施できるように取り組んでいくということに位置づけておまして、国立がんセンターで行っている放射線治療の研修に、こつしは3人の先生方に行っていただきました。また、連携拠点病院におきまして放射線の研修会を開きまして、これも265人の方のうち123人の医師が受けているといった取り組みを進めているところでございます。

安本委員 がん医療についてももう1点伺いますけれども、右側のグラフです。緩和ケアの推進への取り組みですけれども、先ほどの毎日新聞の調査結果の中で、「緩和ケアを知っていますか」という質問に対して、「知らない」という回答が72%もあったと、余り浸透していないと言う結果になっております。この緩和ケアについて東大附属病院の緩和ケアの診療部長の中川准教授

が書かれた本を読みましたけれども、あるがんの患者さんが骨への転移があって激痛があった。医師からまずは痛みをとることに専念しましょうと言われて、患者さんはそのときは「わかりました」と答えたんですけれども、それがモルヒネによる飲み薬だったということで、麻薬なんで体に悪いし、命が縮まるということで拒否をされたそうです。現実にはモルヒネなどの麻薬系の薬を飲んでも中毒にはならない。それどころか、適切に使って痛みがとれた患者さんの方が、長生きをするという傾向があるんだそうです。このモルヒネの使用量についても、日本は先進国の中で最低レベルで「日本のがん患者は激しい痛みを耐えている」と書かれておりました。

また、これは3月1日の日経新聞の記事ですけれども、「子どものがん、苦痛と緩和ケア広がる」という見出しでありまして、行える治療がなくなってから終末期に緩和ケアに移るという考え方ではなくて、きつい治療をやり抜くために緩和ケアを同時に進めると、早め早めに痛みに対処することが必要と書かれておりました。緩和ケアには肉体的な痛みの低減だけにとどまらず、本人、家族の精神的な心理的なケアをするということも含まれておりますけれども、肉体的な痛みがとれなければ、心のケアもままならないという指摘もされているところでございます。この緩和ケアについて県推進計画では、重点施策として推進されることになっておりますけれども、現状と今後の取り組みについて伺います。

小沼福祉保健部長 緩和ケアというのは、委員もおっしゃったように、日本で末期の方にやる治療だというような誤解がありまして、また、加えて麻薬へのアレルギーがございまして、なかなか正しい理解がないというのが実情でございまして。本来緩和ケアというのは精神的と肉体的な苦痛をとって、できるだけ、日常、普通の生活を送れるようにするというのが本来の趣旨でございまして、こういった趣旨をよく理解していただくということで、まず患者さんや患者さんの御家族に対しては、がんの連携拠点病院の中の相談支援センターというのがございまして、そこで情報を提供したり、緩和ケアはこうあるべきなんですよというのを教えているということと、市民の方々の御理解をいただかないといけないということで、市民向けの講座も開いております。また、国で緩和ケアについても指針を示しておりますので、この指針にのっとった研修会を実施しておりまして、ことしは2回行って87の方が受けます。また、拠点病院において医療従事者を対象にして緩和ケア研修を行ってまして、今年度は25回で1,100人を超える方が受けている。こういう形で緩和ケアの取り組みを、今すそ野を広げているという状況でございまして。

安本委員 時間も残り少なくなってきましたので、通告させていただいた質問について、以後、簡潔にお伺いをさせていただきたいと思っております。

次に、がん診療連携拠点病院について伺います。現在県内に4カ所あって、ことしに入ってこの連携拠点病院については新聞紙上で、明年4月の拠点病院の更新についてさまざまな意見が出ているところですが、私は何としてもそこは4病院がすべて更新できるように、県として頑張りたいと強く思っております。この拠点病院について今、放射線治療機器のことだけが話題になっているような気もしますが、それ以外にも拠点病院にはもっとたくさんの機能・役割があると思っております。どのような機能・役割を持っているのか、簡潔にお答えをお願いします。

小沼福祉保健部長 がん診療連携拠点病院につきましては、がんの治療の地域間格差をなくそ

うという、患者さんや患者さんの御家族の意向も踏まえつくられたものでございまして、先ほどのお話がございました放射線の治療や、化学療法の治療のハード・ソフト面の充実、それから職員や医療関係者の研修、それに患者や家族に対する相談支援の体制、それから院内がん登録、主にこんな4つの事業を推進しております。

安本委員

通告の中に、その機能の中でがんの相談支援センターということで、質問させていただこうかと思ったんですけども、きょうの朝、新聞を見ましてびっくりして、ホームページが開設されたということで、このことについては内容はまだまだ不十分だと思いますので、もう少し充実していただくようお願いをして、お伺いはしないで次の質問に移ります。

きょうは教育長さんにも出席をいただいております、ここまで幾つかお伺いしてまいりましたけれども、若いときからがんに対する正しい知識を持っていることが大事であると言われております。学校教育ですぐ思い出すのは喫煙対策でありまして、推進計画でも未成年者の喫煙率、3年以内に0%とありましたけれども、学校ではこのがん教育についてどのように行われているのかお伺いします。

・瀬教育長

がんについては中学校・高校の保健学習、保健指導においてがんを防ぐための12カ条、これは国立がんセンターでつくったものでございますが、例えばバランスのとれた栄養を、食べ過ぎを避け脂肪は控えめに、あるいは適量のビタミンと繊維質のものを多くとる、あるいは適度にスポーツを、この中にはたばこは吸わないようにというようなものもありますが、そのようなものを示しながら、子どもたちががんの原因や予防についての科学的な知識を身につけ、みずから毎日の生活を改善していける実践力を育成することができるよう指導を行っております。また、今年度の学校保健大会においては、がん罹患経験者の講演を開催し、教職員のがんについての知識を深めることにより、児童・生徒の健康教育の充実を図っております。

安本委員

最後になりました、知事にお伺いをさせていただきたいと思っております。冒頭にも申し上げましたけれども、県民の3分の1の大勢の方ががんで亡くなるという状況の中で、県内どこに住んでいても最高の治療が受けられるよう、知事も暮らしやすさ日本一を目指して本当に頑張っておられますが、今までの質疑を聞いていただきまして、がん対策推進への知事の御決意をお伺いさせていただきたいと思っております。

横内知事

がんは患者さん本人にとって大きな苦痛を与えるものであるだけでなく、患者さんの御家族にとっても大変に御苦労の多い病気でございます。本県においても死亡原因の3分の1を占める重大な病気であり、本県にとって大きな健康課題だと考えております。今後このがん対策をどう推進していくか、今、委員から御指摘があったことに尽きるわけでございます、1つにはやはりC型肝炎患者に対するインターフェロン治療をさらに強化するといったことを初めとするがんの予防対策、それから、検診率50%になるように努力をしているわけでありまして、そういったことによって、なるべく早くがんを早期に発見していくということ。それから、放射線治療や緩和ケアを初めとするがん医療の充実をさらに進めていくというようなことを、山梨県がん対策推進計画に基づいて、今後とも強力に進めていきたいと考えております。がんによる死亡の低減を目指して、総合的ながん対策

の推進に努めてまいりますので、今後とも御指導くださいますようによろしくお願い申し上げます。

安本委員

ありがとうございました。力強い御決意を伺って安心をいたしました。がん推進計画の中には県民の役割というところもありまして、みずから主体的に検診を受けていくということも大事だろうと思います。公明党女性局でも、今、支持者の方、女性の方を中心に県民運動とすべく署名運動を展開しておりまして、まとまりましたらまた知事のところに提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

（ものづくり職人の雇用促進について）

土橋委員

ものづくり職人の雇用促進について伺います。前から私はずっとそのことを言い続けてきたわけなのですが、昨年の後半からテレビや新聞、いわゆるマスコミがもう朝から晩まで派遣切りだとか、内定取り消しだとかいうニュース、また、もう完全に不景気に関係ない業種の人たちまで、あすは我が身ということでどんどん買い控えをしたり、世の中の不景気が加速していくような気がしてまいりました。

そんな中で山梨県の場合は、例えば災害が起きたときに、統計的に全国的にも2番目ぐらいにひどい災害が来るのではないかというような報道もされた中、家を耐震化し直そうかなと思っている人も、ああいうニュースばかり見ているとあすは我が身、何百万もかかるからちょっと様子を見てみようか、4月に入学式があるお母さんも「まあ、いいや、ちょっとこれで我慢しよう」、どんどん買い控え、いろいろなことを控えていくと。これ以上景気悪化が進んでいくと、ものづくりの企業、ものづくりをしている我々の、本当に大手企業のないこの山梨県の中では、全く製造業の方が参っていってしまう。ただ、製造業の社長さん方は労使関係、従業員は家族だという意気込みの中で、自分の給料が半分になったり、3分の1になったり、4分の1になりながらも、首にしたりやめてもらうことなく頑張っている、それが現状でございます。

ただ現状を維持するだけ、県も一生懸命で助成金制度をつくったりして、現状を維持するだけであれば間違いなく数年後に、きのうの知事の答弁にもありました。景気回復するというときに「さあ、行け」と言ったときに、後ろを見たらついて来る人がだれもいなくなっていた。景気回復の本当に足がかりにならなきゃならない職人がいなくなっている、そんなことが起きてしまう。そのためには何としても今の段階、苦しい状態の中でもものづくりの職人さんを本当に少しずつでも育てていかなければ、いざというときに役に立たなくなってしまう。零細企業、中小企業のきつところであります。先日ジュエリー協会から私のところに、宝石美術専門学校を卒業する人たちを使ってくれないかという手紙が来ました。わー、頑張っているな、よくやってくれたなと思ったら、その直後に聞いたところ6人ほど就職が決まったそうです。昨日の質問にもきょうの質問にもありましたけれども、宝石美術専門学校が定員割れで困るという話なんです、就職口のない学校はもっともっと定員は減っていくと思います。受ける人はいなくなる。そこを出ても就職口がなければ行ってもしょうがない。宝石美術専門学校を出て全く違う洋服屋さん勤めていたら、必要ないということでもっともっと減るんじゃないか。

その中でやっぱり雇用促進のためにも、県独自のそういうものづくりをす

るための人たちの就職に対しての、助成金制度みたいなものはないんだろうか、前からも言っていました。ところが、ここへ来てこの不景気の中で国だとかいろんなどころが、雇用促進のための制度ができてるように伺っておりますけれども、少しでもいい制度、いいものができてきたら、そういうものをいろんなどころに宣伝をしていただきたい。本当に靴の底が減るくらいいろんなどころ、例えば建設業協同組合、つい2日ぐらい前にも総会がありました。ああいうところへ行って、親方と若い人2人でやっているんじゃないかと、もう1人入れてくれないとかいうように、そういうところでも活躍してもらいたい。また、そういう制度があるんだとしたら、それについて伺いをしたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

廣瀬商工労働部長　ただいまのものづくりに対するいわゆる雇用を含めた支援というものは、どんなものがあるかという御質問でございますけれども、県が国からの補助事業で今やっているものの中には、例えば技能者の育成、いわゆる職人につながる方々ですが、こういったことを育成する面と雇用の支援の両方を図るために、公共職業訓練の充実をしております。その中で民間の事業主等が行う認定職業訓練というのは御承知だと思いますけれども、それに対しまして運営費等の助成ですとか、あるいは指導員の派遣といった対応を行っております。あわせて公共職業訓練施設の開放も行っておりますのでございます。

それ以外に、この1月に緊急地域雇用創出事業ということで、いわゆる技能習得を支援して、安定した就業についてもらうというために、製造業あるいはサービス業、農業といった分野において離職者を新規に雇用して、教育訓練などを実施する事業主、あるいはそういった生産法人等に対して最大50万円までの助成金を交付するというのを、県の単独事業で始めたところでございます。また、国の中にはジョブカード制度というのがございまして、これは雇用した若年者等が訓練を受ける期間中、賃金の一定割合を最長2年で、中小企業なら4分の3助成しましょうというものがございまして、こういったこともものづくりの技能習得に寄与するものということで、我々の方もそういったメニューはご紹介しているところでございます。さらにこのジョブカード制度は訓練が修了した後に、事業主が正規雇用した場合は、さらに若年者等正規雇用化特別奨励金というものが、中小企業の場合は100万円支給されるというメニューは用意されております。以上でございます。

土橋委員

ありがとうございます。ものづくり職人は例えば今の宝石美術専門学校を卒業してきても、あしたからもう指輪が作れる職人さんなのかな、兼務できる職人さんなのかなということになりますと、まだまだ修行しなければならない。今これだけ景気悪くなったときに、物にならないものをつくらせておきながら、給料を払うというのが大変きつく、そういうことを理由にお願いをしても、使えないということがいっぱいあるわけなんですけど、そういう助成金制度で半分ぐらい一、二年面倒見てもらえるんだとしたら、何とか育てたいなというような気持ちも起きてくるわけですね。給料をもらった職員はもうすぐその給料を外国行って使ってくるんでもなく、旅行行って使ってくるんでもなく、この山梨県で使うということになると、相乗効果もあらわれてくるし、ぜひ景気のばねとしてそういうところが進んでいけば、いつか景気がよくなったときには、山梨県は世界に誇るものづくりの県だぞと、自慢できるような状態になると思います。

このような制度が今言った2年間修行の後、雇用したら100万円もくれ

るんだみたいな制度があることを、ぜひ思いきり宣伝をしていただいて、いろんなところでもって「あ、だったらやってみよう」、そんなことを建設業組合や、まだいっぱいいろんなところあると思います。宝石業の方、美容の関係の方、そういうところまで行って説明をして、1人でも多くの雇用促進につながればと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

（地産地消の推進について）

続きまして、地産地消の推進について伺います。横内知事におかれましては、国内外を問わずトップセールスとして、県産品の販路拡大のためにいろんなところを宣伝、歩いていただいております。足元である県の中では農産物地産地消推進事業を、どのような形でやっているのかということ、とりあえず一言お聞きしたいと思います。よろしく願います。

遠藤農政部長

農産物の地産地消につきましては、ソフト面・ハード面から推進しております。21年度の山梨農産物地産地消推進事業につきましては、ソフト面から支援をしております。地産地消の普及・啓発を図るために地産地消推進大会を開催いたしまして、優良事例の表彰、講演会等を実施しております。それから県産食材の日、これは毎月第3金曜から日曜を県産食材の日でございますが、あと野菜の日等を、ラジオ広報、街頭キャンペーン等でPRをしております。それから、県内の直売施設や特色ある県産農産物の情報は県のホームページで公開するなどの広報活動を行っております。さらに直売所の経営安定を図るためのリーダーを対象としたセミナー等をこの事業で実施しております。それから、ハード面につきましては、山梨農業ルネサンス総合支援事業等で小規模の直売所等の整備を行っておりますし、それから、国のいろいろな交付金・補助金等を活用いたしまして、直売所のハード面からの整備を支援しているところでございます。以上でございます。

土橋委員

ありがとうございます。県の農政部としてはそういうことをやっているということなのですけれども、つい二、三週間前の新聞に学校給食における県産食材の使用状況がどうかというアンケートが出ていまして、山梨は22.3%、全国的にもかなり低い結果が出ていて大変がっかりしました。野菜はほとんど地場でとれたもの、米もそう、いろんな意味で、かなり自信を持って山梨県はもっといいレベルのところにいるのかなと思ったら、知事が一生懸命にトップセールスやっている割には22.3%、本当に半分よりずっと下のところにあつたということですが、教育委員会として、例えば県内のいろいろな小・中学校の給食に対しての指導とかいうものは何かなさっているのでしょうか。

・瀬教育長

文部科学省が毎年6月と11月の第3週の各5日間実施した食材ベースによる平成19年度の学校給食における地場産物活用状況調査結果、これがこの間の新聞の掲載内容で、学校給食の献立に使用した食品数のうち地場産物の食品数の割合を示したものでございますが、山梨県が22.3%、全国平均は23.3%で、全国平均より低かったということでございます。しかしながら、平成16年が11.3%、平成17年が17.5%、19年が22.3%とふえてきています。2倍にはなっているのですが、まだ全国と比べて低い状況です。

それから、農政部と教育委員会が連携して、2年ごとに9月の1カ月間実施した、重量ベースによる平成20年度の学校給食の食材調査結果によると、

37.57%になっており、これも16年が31.74%、18年が33.69%、20年が37.57%と、ふえているという状況になっています。

県産食材の利用については、地域のJAや生産農家等と、しゅんの食材に関する情報のやりとりなどの連携を行っております。また、本年度から県内全域の学校給食関係者に対して提供されている甲府市中央卸売市場の入荷情報も活用しながら、給食に地域の食材を利用した献立や郷土食、行事食を積極的に取り入れたり、米飯給食の実施回数をふやしたりして、県産食材の活用を図っているところでございます。

土橋委員

ありがとうございます。その次、通告書の3番に書いてありますけれども、学校給食の食材の納入業者の選定方法ということなのですが、ただ、納入業者に頼んだだけでいると、どんどんどこからかわからないようなものが入ってくるのではないかと。こういうのが長く続いていくと、癒着ということになっていくのかもしれないけれども、そういうところと契約を結ぶ段階で、ぜひ山梨のものをより多く使ってくれと話をし、しかもメニューを決める人たちと、この時期にはこういうものがたくさんとれるから、こういうおかずにしていただければみたいな打ち合わせもできると思うのですが、そういうことはやっているのでしょうか。

・瀬教育長

市町村によりそれぞれ違いがあるわけですが、一般的にどういうふうな食材の納入業者を決めていくかということだと思いますが、まず競争入札参加資格登録ということを行いまして、その際の条件は税金をしっかりと納めているかとか、あるいは指示どおりの納品ができるかとかということが条件になります。次に、市町村教育委員会において、登録を行った入札参加登録業者に、給食食材の納入に係る数量、あるいは規格・品質などの条件の説明を行います。その条件を満たした業者と基本契約を締結することになっています。

なお、食材の決定につきましては、栄養教諭等が1カ月ごとに献立の素案をつくりまして、献立検討委員会において食材を決定しております。献立検討委員会というのは、通常、委員長はそれぞれの地域の教育長が務めるということで、メンバーが学校長とか保護者、学校給食の主任、栄養教諭等でございます。

その後、食材に係る指名競争入札を実施いたしまして、物資検討委員会において食材を試食するなどして、どういう食材がいいかということを決定しております。価格が変わらない食材、乾物類だとか調味料等は、学期または上半期とか下半期とかいうところで契約をしています。生鮮食材、魚類だとか冷凍食品などは毎月契約をしているような状況でございます。

土橋委員

市場へ行って八百屋さんとお話ししたら、学校給食へ納品するのは少しでも農薬がかかっていないいいものと思って納品して、虫が一匹いただけ、目の色を変えて呼び出されて怒られた。キュウリの先にちょっと黄色いところが付いているんですけど、いいものを納品するとき、そういうものもあるよというつもりで入れていたけど、それがあると大騒ぎすると、もうとても大変ですよということをおっしゃったんです。納品業者もあまり難しく考えて、税金をこれだけ払っているとか条件をつけていくと、だんだん同じような人がなっていくような気がしますので、その辺のところも検討できるものであったらしっかり見ていただきたい。十何年もうちは応募しているけど、一度も返事もこない、理由もわからないということも聞きましたので、その辺のところもしっかり検討していただきたいと思います。またこれは次の機会に

聞かせていただきます。

同じように県病院がやはりたくさん入院患者に対して食事を出していると思うのですが、その県病院における県産食材の使用状況と、また納入業者について、今と同じことを質問させていただきたいと思います。お願いします。

小沼福祉保健部長 病院における給食というのは、基本的にやはり治療食ということでございますので、そういった制約はございますけれども、できるだけ地産地消、県産材の利用に努めているということでございます。県立中央病院の方ですが、給食を外部の業者に委託をしておりますので、その委託仕様書の中に地産地消を考慮して、県産食材の調達に努めるという努力項目を入れて、そういった取り決めを促しております。具体的にはお米は100%県産米を使っております。北病院につきましては直営で給食をつくっておりますので、つくる中で一生懸命そういった努力をしているということで、納入業者の方にもそういった取り組みを求めているという状況でございます。

それから、業者の選定のお話でございますが、中央病院につきましては総合評価指名競争入札という方式で提案書を出させますので、その提案書の中に県産食材の利用等なども評価の対象になっているということで、何年間の契約か今ちょっとわかりませんが、そういう中でそういったできるだけよいものを、県産食材を使っていく。北病院につきましては直接納入をさせておりますので、それぞれの何カ月置きのローテーションで納入をさせまして、競争の原理がうまく働くようにして、よい品物、また県産食材が入りやすいような状況はつくっております。

土橋委員

今、張り切って農家の方が物をつくったりするのに、うちのつくっている野菜はあそこの給食に使われているんだよとか、あの病院で使われているんだよと、つくっている人も張り合いで楽しみでつくれるような、そんなことができたらすごいなと思っております。時間ありませんからその次に進ませていただきます。

（県立射撃場の整備について）

県立射撃場の整備について伺います。射撃はオリンピックや国体の種目でもあります。蕪崎にある射撃場がこの7月でもう使えなくなるわけなんですけど、一時、蕪崎の穂坂へつくるということが、あつという間に甲州市の方へ移動をして、甲州市の方でもできてくれればいいとのことだったようです。甲州市にできるという話のときには、東京から近くなるし、東京にオリンピックが来たときはそれを使ってくれるのではないかと、東京の国体のときにも、もしかしたら使ってくれるかもしれないから、いいものをつくらうなんていう形で、向こうへ行ったと理解しているわけなんですけれども、最近、先月17日の新聞と21日の新聞に、地元が中止を求め請願書というのが2日間にわたって新聞に出ているわけなんですけど、7月で完全に蕪崎が使えなくなるわけなんですよね。そうすると、その段階でどうすればいいんだということで、今、調べてみたら、ことしの猟友会のメンバー2,406人いるわけですが、この人たちが猟の前になると射撃場へ行ったら少し練習をしたり、クレー射撃協会はもっと少ないですが、競技で使ったり、7月には甲府市の市民体育大会も蕪崎で行われ、そういったものにすごくかかわってくるんですけど、この射撃場の整備進行状況を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

・瀬教育長

葦崎から甲州市へ変更後の予定地における測量、調査、それから、設計の結果を踏まえ、甲州市とともに平成20年10月下旬から、地元住民に対する説明会、あるいは射撃音の測定及び現地のご案内を7回にわたり行ってまいりました。説明会では予定地の変更経緯や施設の全体計画、それから、防災計画、鉛対策、排水計画等について説明をし、理解を求めてまいりました。住民からは鉛の地下浸透による汚染や射撃音、開発に伴う災害の発生等を懸念する意見がある一方で、有害鳥獣被害が抑制されるとか、地域の活性化につながる、堰堤の整備や河川改修によって災害の不安から解消される等の意見がありました。

こうした中、甲州市長は去る3月3日開会の定例市議会において、県教育委員会とともに地元住民の理解を求め、建設を推進してまいりたい旨表明しているところでございます。また、一昨日、地元神金地区の区長会から、射撃場建設の推進を求める陳情書が市長に提出をされたところでございます。

なお、本年2月20日、地元の上小田原区内の小松尾組の代表者から、射撃場建設中止を求める請願書が市議会に提出されており、3月25日、市議会において審査されると聞いております。

県教育委員会といたしましては、今後も甲州市とともに地元住民の理解を求め、早期の着工を目指してまいりたいと思っております。

土橋委員

葦崎から急に甲州市に移ったわけなんですけど、そのときに葦崎の方では道路や道幅をもう少し広げてくれないと通りづらいからとかいう話をしている間に、あれよあれよという間に甲州市の方へ移ってしまったと。葦崎が市を通して教育委員会の方に、そのままここへつくってくださいという請願書も出してあるという話も聞いたのですが、それはどうなっているのでしょうか。

・瀬教育長

以前の候補地である葦崎市の県有林では、造成工事や地元要望の進入路整備に多額な費用がかかるということで、大幅なコスト縮減は見込めないということから、新たな移転候補地について県内16カ所、大月や増穂、白根などを対象に調査を行ってきました。その結果、甲州市塩山のゴルフ場計画跡地が射撃場に適した地形であり、前の候補地の約半分程度の事業費で建設可能と把握できましたことから、ここを新たな候補地として計画を進めてまいりました。なお、前の候補地の葦崎市に対しましては、平成19年8月から9月にかけて市役所と連携し、地元の穂坂町の日之城地区、あるいは三之蔵区及び県有林を管理しております恩賜林保護組合等に対して、移転について説明をしてやむなしということで了解を得ております。

土橋委員

ありがとうございます。今の話を聞いていると今月の25日ですか、甲州市の方で了解をくれるような話ですけど、7月いっぱい葦崎がもう閉鎖されてしまうという事実が迫っているものですから、猟友会の人たち、またクレー射撃協会の人たちは大変心配しているのと同時に、早期建設を期待しておりますので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。

ちょうど時間になりましたので、これで質問を終わらせていただきます。遅くまでありがとうございました。

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

予算特別委員長 高野 剛